

平成18年第8回那須烏山市議会定例会（第2日）

平成18年12月6日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 4時00分

◎出席議員（20名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
助役	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	雫正俊君
経済環境部長	佐藤和夫君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

書 記

菊 地 唯 一

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（小森幸雄君） ただいま出席している議員は20名です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長の出席を求めていますので、ご了解を願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長 朗読]

議事日程

平成18年第8回那須烏山市議会定例会（第2日）

開 議 平成18年12月6日（水） 午前10時

日程 第1 一般質問について（議員提出）

以上、朗読を終わります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含め90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止をいたしますので、ご了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、この際、特にお願いをしておきます。

通告に基づき8番佐藤雄次郎君の発言を許します。

8番佐藤雄次郎君。

[8番 佐藤雄次郎君 登壇]

○8番（佐藤雄次郎君） 皆さんおはようございます。本日は12月6日でございます。けさ、NHKのラジオ、きょうは何の日ということで毎日興味があつて聞いておりますが、その日の記念日とか大きな出来事を取り上げております。きょうは大正13年、古い話ですけれども、アメリカの大リーグが初来日した83年前のきょう、12月6日だそうです。余計なことかと思いますが、そういう記念する日だそうでございます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。質問事項は2項目にわたっております。まず1点目は、環境保全についてでございます。2点目は学校教育についてでございます。

まず環境保全のうち、最初に保安林について伺います。環境を考えますときに、一番心配されますのが地球の温暖化であります。地球温暖化の一番の原因は森林の伐採でありまして、地

球規模で見れば熱帯雨林を中心に、毎年何と日本国土の3分の2の伐採がされておまして、森林が失われているという現状だそうでございます。このような状況が続くと、海面の水位は上がり小さな島々は水没し、今世紀中には北極の氷はなくなるだろうと言われております。我が国土は約70%が林野、いわゆる山林であります。また、栃木県では54%が林野面積でございます。今、県ではみんなで守ろう栃木の農村と銘打ちまして、農地、水、環境保全の向上対策を図るために活動事業を推進しております。その内容は、自然環境の保全、国土の保全、地下水涵養等の活動に対して支援をするというものであります。このためには水資源の確保が不可欠であります。緑のダムと言われる山林の果たす役割は大きいものがあります。

そこで伺います。当地域はいわゆる里山でありますので、保安林は少ない地域とは思いますが、当地域の保安林の種類とその面積を伺います。那須烏山市の林野面積のうち保安林は何%かをあわせて伺うものであります。あわせまして、環境保全全般にわたりまして市長の見解を伺いたいと思います。

次に、セイタカアワダチソウの駆除について伺います。今、帰化植物でありますセイタカアワダチソウによって日本国中が黄色い花で席卷される勢いがあります。特にアワダチソウは旧耕地や遊休地を初め、いたるところにはびこりまして、根が深く伸び放題です。今まで生えていた草花よりははるかに成長が早くて、刈り払いも容易ではありません。これでは美しい農村の景観も台なしであります。また、景観を損なうというだけではなく、この優良農地が一番大事なことでありまして、この優良農地を守るためにもアワダチソウの駆除は重要なことだと考えます。市の対策を伺うものであります。

次に、ISO認証取得について伺います。去る11月1日から2日にかけて、文教福祉常任委員会におきまして群馬県の太田市を視察研修してまいりました。ご存じのとおり太田市は平成17年3月28日に1市3町が新設合併、人口は約21万8,000人でございます。自動車産業を中心とした工業都市でございます。特に行政改革の先進地として注目されておまして、年に120回を超える研修視察団が全国から訪れるということでした。

太田市では行政改革の一環として環境方針を掲げ、ISO14001、ISO9001に取り組ましまして、環境に配慮した活動をしております。21世紀は循環型社会形成の時代と言われております。各自治体においても取り組む課題ではないかというふうに考えます。以上のことを踏まえまして、那須烏山市においてISO認証についてどう考えるのか伺います。なお、ISOの9001につきましましては、久保居光一郎議員がこの後質問する予定でありますので、それについては割愛をさせていただきます。

次に学校教育全般について伺います。ある有識者が今の教育現場は冬であると断じておりましたが、まさにそのとおりだと思います。教育基本法改正を初め、いじめ、自殺問題、未履修

問題と戦後60年のしわ寄せが一举に露呈した感がございます。私は教育について過去何回か質問をいたしました。再度質問するものであります。

よく教育は学校、家庭、地域ということでは思いますが、もう少し根っこの部分を言えば、学校は言語や数学、社会的な知識を教える責務を負っているわけであり、ですから、学校は学力向上を中心とした人間形成に専念すべきであり、そのためには先生方の資質が強く求められております。また、しつけなどの問題については、本来これは家庭が負うべきだと私は日ごろから考えております。ただ、今の社会を取り巻く環境の中では、この家庭のしつけも極めて困難であるということはわかります。ただ、自分の子供は自分で守るというのが基本であります。親子が向き合い、会話をすることが基本であるというふうに思っております。大谷市長も下野新聞の日曜論壇で年間に何回か掲載されるようではありますが、首長主導の教育行政についてということをやられておりました。この記事からも判断しまして、市長の教育に対する深い思いが強く感じられたわけであり、前置きはこれぐらいにいたしまして、先般公表されました政府の教育再生会議のいじめ問題緊急提言につきましては、市長及び教育長の感想を伺います。

次に、子供たちの学力について伺います。一時、子供たちの学力低下が話題になりました。詰め込み教育からゆとり教育に変わって、果たしてこれでよかったのか。まだ答えが出ないのが現状であります。学校教育に欠かせないのが学習指導要領であります。この学習指導要領のうち、授業時数の配分について伺います。授業時数は各県の教育委員会、市町村教育委員会単位で相違があるのかないか。また、中学校の選択教科及び総合学習の学習内容について伺います。

次に、いじめ、不登校について伺います。自殺も含めて、この問題については連日の報道でやり切れない気持ちとまたかという気持ちでいっぱいあります。このことにつきましては、政府の教育再生会議から8項目の提言が示され、取り組む姿勢は打ち出されましたけれども、果たしてこれで有効な解決策になるのか、これからが問題だと思います。いじめ、不登校について本市小中学校の実情について伺います。

質問の最後になりますが、学童保育について伺います。現在、市内には3施設の学童保育が活動しております。学童保育はご存じのとおり、通常の授業の後、子供たちを預かっている施設でございます。現在の生活環境、問題点について伺います。また、預かっている人数と全生徒との割合を伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは8番佐藤雄次郎議員から、環境保全について及び学校教育全般について、2項目にわたりましたご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、環境保全の中で、保安林指定とその現状についてであります。森林は単に木材生産の場ということだけでなく、水の涵養、土砂流出防備の機能、地球温暖化防止対策の1つでもありまして、二酸化炭素吸収源としての機能など各種の広域的な働きをしておりますことはご指摘のとおりであります。私たちを取り巻く生活環境を守っていくために、水源地地域の森林や集落周辺の土砂崩れなどの災害を防止する特に重要な森林を保安林に指定をし、健全な状態に保ち、保安林としての働きを高めることが必要になっております。

栃木県全体で申しますと、民有林の面積の31%を保安林に指定をしておりますが、当那須烏山市では民有林7,830ヘクタールの約4.5%の割合にあたる352ヘクタールが保安林になっております。今後、新たに882ヘクタールを指定することによりまして、合計1,234ヘクタール確保して、民有林面積の15.7%を目標としております。まず、5年以内に大沢地区の142ヘクタールを土砂流出防備保安林に指定をする計画となっております。保安林に指定をされますと、立ち木の伐採や土地の形質を変更する場合にはあらかじめ知事の許可が必要になるなど、保安林の機能を維持するためには必要最小限の制限を受けますけれども、一方、固定資産税など非課税になるほか、造林補助金が加算をされたり、治山事業が優先的に受けられるなどの優遇措置もありますので、森林所有者の皆様方のご理解とご協力を得ながら推進をしまいたいと思います。ご指導をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

環境保全全般についてのお尋ねがございました。本市那須烏山市におきましては、基幹産業としての農業を守るため、そして促進を図るために、今、国が進める農地、水、環境保全向上対策に積極的に取り組んでいきたいと考えております。つまり、農地、農業用水等の資源は社会の共通資本であります。農地、水、そして農道等の資源等は地域の共同活動により保全管理をしていきたいと考えておりまして、それらの考え方を旨といたしまして、平成19年度におきましては荒川南部土地改良区は既に環境保全型、営農集団型で始めておりますけれども、那須烏山市内数カ所においても事業計画を取り入れて推進を図ってまいりたいと考えております。

もちろんこういった農地、水、環境汚染を取り組むための具体的な策といたしましては、化学肥料あるいは化学合成農薬等の大幅低減、いわゆる有機栽培とか集落で話し合いを持ちながら、環境の保全に努める。そのようなことが主な施策になろうかと考えております。

次に、セイタカアワダチソウの駆除につきましてご質問がございました。現在、各地域の遊休農地に生息いたしますセイタカアワダチソウの駆除につきましては、各地権者に刈り取りを

お願いするのが基本と考えておりますが、さらに耕作者や道路及び河川愛護会等への協力もお願いをしながら駆除をしていく必要があると思います。

セイタカアワダチソウの増殖の原因は、その増殖力の強さにも起因いたしておりますけれども、昨今の農地の現状を見るに、遊休農地の荒廃化が主原因ではないかと考えられます。つまり、この駆除は今後の本市の農政の振興と反比例すると言えると思います。つまり、荒れ地の増加によりまして、セイタカアワダチソウが増殖して農業は衰退をするといった構図であろうと思います。

本市の農業の基本理念は、耕作地の荒廃化を防止することにあります。基幹産業の農業を復活させるために、また維持するために農業担い手の確保推進に農業公社の改革、拡充、団塊の世代のUターン、Iターン、Jターンの受け皿づくり、特産品の開発及び地産地消を推進した農業の活性化に尽力していきたいと考えております。これらを推進することによって、結果としてセイタカアワダチソウの駆除につながると考えております。

I S Oの取り組みについてお尋ねがございました。近年の大量生産、大量消費、大量廃棄を基調といたします社会経済活動やライフスタイルが定着をした結果、さまざまな公害問題が生じまして、生活環境への影響が見られるとともに、森林の荒廃や平地林の減少など自然環境も変貌しつつあります。

このため、市といたしましても、環境問題の変化に的確に対応いたしました施策を総合的かつ計画的に推進することが必要と考え、環境基本計画を策定いたしまして、環境保全に向けた具体的な活動を実践していく予定でございます。ごみの減量化等につきましても、中間目標年度、これは5年ごとに見直しをいたしますが、この目標値を掲げまして計画の推進を図るというような考えを持っております。

また、環境保全活動をしていくために、今、注目されているのが環境マネジメントシステムの構築であり、今、ご指摘のその国際規格I S O 1 4 0 0 1の認証取得でございます。先ほど述べました環境基本計画策定後の環境保全活動をより確実なものにしていく上で、有力な手段と考えられますので検討してまいりたいと考えております。

さらに、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会を築いていくためには、市民、事業者、行政が日常生活や事業活動の環境に与える負荷を認識をして、環境への負荷の少ない事業活動に向けて、それぞれの自主的な取り組みを促進していきたいと考えております。特に環境に与える影響が大きい企業等の認証取得も不可欠でありますので、認証取得に向け働きかけをしていきたいと考えております。

次に、学校教育全般についてのお尋ねでございますが、私にいじめ問題の緊急提言の感想はということのお尋ねがございました。このことにつきましてお答えを申し上げます。このいじ

め問題緊急提言の感想でございますが、まず評価のできる点であります。いじめによって起こる痛ましい事件をくい止めるために、社会総がかりで早急に取り組む必要性があるという点。

そして日ごろから、家庭、地域、学校が連携して、どんな小さなサインでも見逃さないコミュニケーションを図ること、そして家庭の責任の重大さ、ともにしっかりと向き合い褒める、励ます、しかる等の対話を通じて家庭の責任を全うする。これらは評価ができる点であります。

一方、ちょっと疑問に思う点がございまして、これはいじめが起こった場合、第一次的責任は校長、教頭、教員にあるとし、懲戒処分に言及している点であります。もちろんこの前提はいじめを放置、助長した教員とありますが、さらにいじめを見て見ぬふりをする者も加害者、これは子供の連帯責任をうたっているわけございまして、このことは非行問題対応の基本を当てはめた内容だと私は思います。私はこのいじめの根源、いわゆる議員ご指摘の根っこ部分は、どこにあるかということでもあります。それはやはり家庭、そして大人社会、つまり地域社会にあるのではないかと私は思います。

もちろんいじめ事象としてあらわれるものは学校現場であります。根本的な根っこ部分を断ち切ることによって、いじめがなくなるとするならば、余りにも責任の所在が表面的ではあるけれども学校に偏り過ぎているというような感想を持っております。

いわゆる緊急提言でございますから、昨今のゆゆしき事態を緊急に対処するためにはやむを得ない内容ではなかったのかなという感がありますが、いじめ問題、これは現在の学校現場の荒廃化と比例をいたしてございまして、したがって、教育は国家百年の大計ともよく言われますように、一朝一夕にはいじめを初めとした教育問題は解決できるものではないのではないかと思います。いわゆる拙速な緊急提言でなくて、将来を見すえた社会総がかりで取り組むといった姿勢をさらに強調して打ち出すべきであったと私は考えております。

次に、学童保育についてお答えを申し上げます。学童保育につきましては、現在、荒川小学校、江川小学校及び烏山小学校の3小学校区、これは計85人になります。放課後児童クラブを設置をして委託方式により実施をしております。平成19年度には七合小学校に開設をする予定でございまして、新年度からは4カ所で学童保育を運営することになります。

新境小学校につきましては、仮称でございますが平成19年度に統合小学校の改修時に学童保育室を整備することにしております。平成20年度の開校時からスタートしていきたいと考えております。この運営につきましては、現状におきまして開設日数や運営形態等に多少差がありますので、統一した放課後児童クラブ運営基準を整備して、指定管理者制度を導入して公募により運営事業者を選定の上、新年度から地域格差のない学童保育を推進し、子育てを支援してまいりたいと考えているところであります。なお、現状における3小学校区の学童保育利用割合は1年生から3年生の児童数で割った割合は、荒川小が20%、江川小学校は25%、

烏山小が10%と、このような実態でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。ほかにつきましては、教育長答弁とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 8番佐藤雄次郎議員から、私のほうに学校教育全般について義務教育のあり方及びいじめ、不登校について問われておりますので、お答えを申し上げます。

まず、義務教育のあり方についてでございますが、教育には一人一人の人格の完成を目指すとともに、心身ともに健康な人間の育成を期するという普遍的な大きな目的がございます。また同時に、少子高齢化、高度情報化、国際化など社会の変化の中で生じる教育課題に真正面から向き合い、新しい時代をたくましく生きる次の世代を育てることも大きな課題になってまいります。

このように学校教育の意義や役割には時代を超えて変わることのない価値あるもの、ゆるぎない信念ではぐくみ続けていくという不易の側面と、社会の要請に柔軟に対応し、社会の変化を先取りし、適切に対応するという流行の側面があり、守るべきもの、見直すべきものを吟味し、新たに取り入れるべきものには果敢に取り組む自覚と覚悟が必要になってまいります。

本市教育委員会は、これらの目的達成のため幼稚園、学校、教育関係諸機関と密接な連携のもとに、児童生徒、保護者、地域の願いの実現のために積極的な教育施策の実践に努めているところでございます。

引き続き、議員が学力についても問われておりますので、その部分について申し上げたいと思います。授業時数にそれぞれの県、市町村、学校で違いはあるのかということですが、日本の教育のすばらしいところは全国どこでも離島、山村といえども、公平、公正の義務教育での授業時数は、小学校、中学校いずれも各教科ともに目標たる時数を指導要領にて明確に示して決められておりますので、下回って授業を実践するという事は認められておりません。したがって、相違はございません。

中学校の選択教科並びに総合的学習についても問われております。中学校の選択教科でございますが、ご案内のように、小学校とこの部分が違ってございますが、中学1年生では30時間前後、中学2年生になりますと50時間から80時間、中学3年生で105時間前後とるようになっているとございます。この目的は、中学校の生徒がさらに自分の得意とする教科の発展的学習あるいは補充等の時間に組み入れたり、あるいはさらにみずから問題を発見し解決する時間に充てたりする時間をみずから選択して、自分でその授業に参加するということとございます。したがって、この選択教科の教科設定については、学校の規模によって教科領域が大きく違ってまいります。つまり、小規模の学校ですと、教員数が決められている

ということで幅が狭くなりますが、適正な学校ですと選択履修の幅が広がってくるということでございます。

また、総合的学習については、これまた小学校、中学校ともご案内のように、今、学力低下の問題が非常に心配されておりますが、これまでの長い歴史の中で反省をし、教科をおよそ3割削って誕生させたのがこの総合的学習でございます。その総合的学習の内容は、情報、国際理解あるいは保健福祉等々について例示が示されていて、それぞれの学年、発達段階に沿って選択しなさいということになってございます。したがって、選択教科並びに総合的学習には本市中学校はすべてきちっと授業時数の中に落してございまして、子供たちの願いがかなえられるように実践しているところでございます。

さて、いじめ、不登校についてでございます。いじめにより児童生徒がみずから命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは極めて遺憾でございます。児童生徒がみずから命を絶つということは、理由のいかんを問わずあってはならず、深刻に受けとめております。これらの事件では、子供を守るべき学校や教職員の認識や対応に問題がある例や、その後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られる。保護者の信頼を損なっていることに心を痛み、みずからの心にむち打つ日々を送っているところでございます。

いじめは決して許されないことであり、また、どの子供でもどこの学校でも起こり得るものであります。現に、今いじめで苦しんでいる子供のために、今回のような事件を二度と起こさないためにも、学校教育にかかわるすべての関係者が改めてこの問題の重要性を認識しなければなりません。

また、不登校についての対応、対処の考え方の基本は、いじめ問題と共通しておりますので、本市では学校の総点検をいたしました。いじめ、不登校の取り組みにさらなる徹底を図るよう努力をお願いするからでございます。

その実情についてということで問われておりますので、お話し申し上げたいと思います。本市では問題行動調査と称しまして、年度ごとにいじめ、不登校の実態調査をしております。また特に不登校については、例月、毎月毎月学校からその学校の実態についてご報告をいただいております。

まず、不登校についてでございます。平成15年、本市で小中学校合わせて30、平成16年40ちょうど、平成17年34となっております。これは不登校についての基準がございまして、文部科学省では年間30日、月2回から3回お休みすると不登校ということで調査をしております。私どもは長期欠席者ということで調査しておりますので、その数字はその内容についてそごがあるところもございまして、以上のようになっております。

なお、いじめについてでございますが、平成15年8件、平成16年8件、平成17年5件

という報告をいただいております。1回目の質問にお答え申し上げました。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） まず最初の環境問題でございます。これは平成18年度にも指定をふやす。15.7%になるだろうということでございます。保安林の最初は水源涵養保安林と土砂流出防備という話でした。そのほかの種類があるのかなのか、お願いしたいと思えます。

それと、その前に農地、水、環境保全の市内で数カ所、平成19年度に予定されているというお答えでした。もし、箇所がはっきりわかっている範囲では藤田地内と川井ですかね、全部で3カ所ぐらいですかね。もし、数字がわかればお教え願いたいと思えます。

次のアワダチソウにつきましてはそういうことで荒れ地では比例してふえている。まさにそのとおりだと思います。特に各土地の所有者にはできれば旧耕田、遊休地等にも農作物をつくるように市のほうで指導していけば、農地をアワダチソウから守るということになるのではないかと思います。その辺もご指導願えればと思えます。

次に、特に保安林、先ほど申し上げましたが、これについても水源涵養、土砂流出、これは災害時にも国の補助を受けるときに受けやすいというふう聞いております。そういうこともありますので、私たちの暮らしを守るという重要な役割を果たしている森林でありますので、市においても山林所有者に保安林の指定をPRしていただいて、指定をできるだけ受けるように、特にがけっぷちとかそういったところは国土保護のためにもご指導願えればと思えます。

教育関係です。特に、教育再生会議の感想につきましては市長の言われた、やはり社会総がかりで取り組むということだと思います。ただ、その責任の所在がどうもメディアも余りよくないと思うんだけど、教育委員会なり校長先生があやまるだけあやまっていて、いつもペコペコしている。学校は学校の考え方があるので、もう少しその辺も責任の所在は偏りのないように、先ほども市長が言われたとおりであるので、その辺は学校教育、教育委員会、学校の現場の先生方、保護者の皆さんがその辺はよく原因を見きわめて、そのように指導をお願いしたいということです。

それから、授業につきましては、標準時数は文部科学省のほうの中学校は980時間という基本はあるようです。国の指導下にあるわけですから、その中で地域性は多少あるようでございますが、特に選択科目については情操教育も入っているので、音楽等もあるようです。ただ、音楽で昔の唱歌を取り入れているのか、そういう原風景とか心に訴えるような歌ではなくて、どうも最近の子供たちの発想した歌はそれはそれでいいですけども、昔の情操教育をされた当時の学校の卒業式、入学式等に歌われたような歌は今は歌わないのかどうか。やはりいいと

ころはとってもらいたいというふうに思います。

それと総合学習については、国際理解を進めるとか、自分の独自性を出すということでありますので、これはそれでよろしいと思います。

ただ、いじめ、不登校については対策を具体的にこういうことをやっているということがあれば、ご回答願いたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 8番議員、一問一答ですから、発言をとめようと思ったんですけどもそれも失礼だと思って、今やってしまいましたけど。

市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） それでは順を追って、まず環境保全の中の環境保安林指定でございます。このことについての水の涵養のほかにといいことでございますが、先ほどお答えを申し上げましたとおり、このことについては水源の涵養、土砂流出防止のほかには地球温暖化というグローバル的な役割もあるわけでございます。そして、これから県では森林環境税の導入なども考えておりますけれども、CO₂を吸収して酸素を放出するといういわゆる人間の生活に欠かすことのできない崇高な役割も果たしているということでございますので、保安林については民間の方にもぜひご理解をいただいて、これからも拡大をしていきたいと考えております。

先ほど農業と環境全般にわたって推進策、概要を申し上げましたけれども、農地、水、環境保全、これを一体として取り組んでいくというようなところでございますが、私は荒川南部土地改良区と言いましたけれども、まさにそれは今、先進で取り組んでいるんです。そのほかに大桶地内、川井、志鳥、藤田4カ所を平成19年度に考えておりますので、これは実は市も大変財政は厳しいんですが、4分の1で裏負担があるんですね。ですから、市のほうは積極的に取り組んでまいります。県がなかなかとれるかなというふうに思うんです。県も当然、裏負担がございまして。ですから、国としては進めているんですが、市としても進めたい。県の理解も得ながら農地と水を守る、そして環境保全をさらに推進するという意味で、積極的に進めていきたいと思っております。

ISOについては、そのようなことで検討していきたいと思っております。

遊休田のことではございますが、農業公社も前々からもいろいろと議会についてはお答えをしているのでございますが、これからの遊休農地、これらを最大限優良農地に変えていくというようなことを、大きな農政の柱として考えていきたいと思っております。JAの協力も必要でございます。それと農業公社も改革をして拡大をしていきたいと申ししておりますが、そのようなことを具体的に検討いたしてございまして、平成19年度当初予算には反映をさせたいというようなことで、今、詰めの作業を行っております。担当部局にありましても、積極的にそうい

ったところを取り組んでおりますので、具体的な策が公表できる段になればお示しをしたいと考えております。これもご理解をいただきたいと思っております。

教育問題について触れられましたけれども、いじめ問題等についての具体的な策ということでございますが、私は先ほども申し上げましたとおり、今の子供たちの社会環境も激変をしてまいりまして、学校での教育問題では学力低下問題、そして不登校、いじめ、こういったところの背景がどこにあるかというようなところなんです。

そういたしますと、やはり私はこの地域社会、そして学校に全然ないとは言ってはおりません。その重要な根っこの部分は家庭にあり、地域社会にある、いわゆる大人社会に、そういうふうを考えておりますので、そういったところで、市としてでき得る家庭教育の支援センターといったものを考えていきたいと思っております。

これも今いろいろと内部で検討させている、私もしているんですが、実はきょう、下野の1面記事に高根沢町のこどもみらい課というのを設置をするということで1面記事に出ていました。これはやられたなと実は思ったんです。実はそういったことを今、真剣に考えていたところなんです。まだ公表はできないんですけれども、そんなところを先にやられてしまったなというふうに思っているんですが、もちろん二番煎じということではございません。平成19年度からそういった組織の改編も入れて、私は少子化の子供に対していじめ問題も総合的に支援ができるような仕組みをつくりたいと思っておりますし、その中で具体的ないじめ対策、そして不登校対策、学力低下の問題といったところも含めて対応しておくことを、教育委員会、学校、行政と一体となって取り組んでいく必要性を感じております。そのようなことで、お答えになるかどうかわかりませんが、お話をさせていただきました。

それと個人的なことではございますが、これは教育長の指導要領の中のことでございますから、私が口を挟む問題ではございませんが、音楽で童謡の話がございました。実は私も、この童謡というのは情操教育にはいいものがあるな。子守歌ですね、そういったところは恐らく関心を持っているところなんです。乳幼児のころから子守歌、童謡、そういったものによる子供の情操教育は大変必要だと思います。その辺のところも家庭教育支援センターの中で対応できるかどうかは検討していきたいと思っております。一問一答ではなくて全般にわたってお答えして申しわけなかったんですが、さらなるご質問の中でお答えをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 先ほど答弁漏れしたことについて1点と、ご質問いただいた2点についてお答え申し上げたいと思っております。

1点は、教育再生会議の提言の教育長の感想ということでございます。まさに緊急提言で

ざいますが、いじめた子供たちには出席停止、そして指導の行き届かなかった教師には懲戒というような非常に事後的な対策が網羅されております。私にとってはこの効果は非常に限定的であり、先ほど市長答弁のように学校教育と家庭教育の役割分担をしっかりとすることによって、子供たちの心が大きく育っていくのではないかと考えております。

2点目でございますが、いじめ、不登校の対策についてということであります。11月に13小学校、中学校全校の学校と教職員全員にいじめ問題の取り組みについての調査を行いました。その集計がまとまりましたので、この集計の結果を十分に精査をいたし、改めて学校と教育委員会の連携のもとに、いじめ問題について改めて検討してまいりいじめ問題対策委員会なるものを改めて立ち上げたいというふうに考えてございます。

3つ目の情操教育の問題でございます。今、市長答弁のとおり、今ようやくここに来てかつてのふるさと、まつり等の日本人の心に訴えるあの歌がよしとされる傾向が出てきて、これから学校でも歌われる時間が来るのではないかと考えています。今まさに学校は冬だと議員はおっしゃられました。しかし、私は春の来ない冬はないという自覚と覚悟を持って学校と地域と家庭が一体となって、学校教育並びに地域教育の再興に努力したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 保安林の種類について、私のほうから答弁申し上げたいと思います。まず、話題に出ました土砂流出防止防備保安林、水源涵養保安林のほかに、土砂崩壊防備保安林、干害防備保安林、保健保安林、水害防備保安林、これらが本市で幾分指定されているものでございますが、このほかにありまして、全体で17種類あるということでございますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） 一問一答式を逸脱いたしまして大変申しわけありませんでした。そういうことで総括質問のようになってしまいましたが、大体この項目はご回答いただきました。

ISOについてはなお今後、環境保全活動を進めるということですので、これは市のほうでも力強くお願いしたいと思います。緊急提言についてはあくまでも提言でありますので、ここでとやかく言うということではないと思います。感想だけ聞いたわけです。

学童保育については、民間委託で大分運営形態が変わる、公募をしていると市長のほうからありました。特にこれについては生活環境といいますか、指導員、放課後と言ってもその延長上に学校から一歩出ても全く同じ子供たちですので、管理について学校とよく連携をとっても

raitaiというものがひとつあります。学童保育もいじめとか、不登校はないんでしょうけれども、そういったこともあると聞いております。特に若い指導員などは大変だということで、運営形態を変えて指定管理者制度にするということでしたので、その辺はただ民営化することだけではなく、特にその辺を子供の教育、これは連動しているわけですから、特に子供たちは学童保育に行っても勉強している子供も中にはいるようですので、できれば教育長なり市長も学童保育の現場へ行ったかどうかわかりませんが、一度行って視察をしていただくと非常にありがたい。私も1回しか行っていませんけれども、そういうことでございます。それについて回答をいただいて、終わりしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 学童保育の件についてご質問いただいておりますけれども、この学童保育は子育て支援の核として考えておりまして、これからも拡大をしつつも拡充をしていきたいと考えます。その拡充策の中で今、ご指摘のとおり、この指定管理者制度も導入していきたいということでございます。これは指定管理者制度でございますので、NPOあるいは民間、いろいろなことがございますから、そういった競争をさせて委託をしていきたい。競争の原理を働かせていただきたいと思います。

もちろん先ほど申し上げましたとおり、子供たちをお預かりして保育、教育をするわけでございますので、当然、私どもの目指す仕様書というものがございます。こうあるべきだという仕様書にのっとった指定管理者制度を導入するわけでございますから、ただ単に、預かりだけを目的とした指定管理者制度ではないということでございます。当然、今、言われた学校との連携やいじめの問題、そして諸般のいろいろと学校が抱えるその延長線ということでございますので、そういった情報を得ながら那須烏山市の学童保育を運営していくべきだという考え方に立っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

今の学童保育は基本的には1年生から3年生という低学年が主体なんですけど、実態的には6年生まで預けられているものですから、1年生から6年生ということだと四、五年違うということになりますと、その中で多少いじめみたいなものも発生するのかなと思いますが、その辺のところの対応も考えていかなければならないと思います。したがって、低学年と高学年とそれを分けるとか、あるいは別な場所でやるとか、そういったところも考えていかなければならないのかと思いますが、いろいろ詳細な点も含めて平成19年度の当初までにはそういった構築をして、また平成19年度の新たな再スタートを切っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 私も江川小学校の学童保育、荒川小学校の学童保育、烏山小学校

における学童保育の様子を見てまいりました。まさにこれからの子供たちを育てる上での幼児教育、そしてその延長上にある子供の養育のあの授業は素晴らしいという感じを持ったところでございます。折あらばこれからも学校を訪問したときにお邪魔したいと考えております。

以上でございます。

○8番（佐藤雄次郎君） 以上で終わります。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、通告に基づき9番野木 勝君の発言を許します。

9番野木 勝君。

〔9番 野木 勝君 登壇〕

○9番（野木 勝君） ただいまから通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、那須南病院小児科の休診について伺います。小児科医師の退職により、当分の間、那須南病院の小児科は休診することとなりました。私は、本年6月の議会の一般質問において、今回の質問と関連ある小児科救急医療体制の確立についてお尋ねをいたしました。その際、市長より、少子化対策は政策の中で最重要課題と位置づけ、本年2月那須南地区医療対策協議会を設立、現状の体制よりは少しでも充実させたいとのお答えで、質問件名に対する意気込みを感じておりました。

それからわずか6カ月後にこのような医師不在により、休診せざるを得ない事態に大変驚き、また非常に残念に思っております。これからは一日でも早く小児科の先生が見つかり、多くの患者さんのために小児科が再開されるよう病院長や組合長である市長に最大限努力していただくようお願いしておきたいと思っております。

そこでお尋ねいたしますが、これから那須南病院の小児科医師を手配していくために、今後どのような計画が考えられるか。また、休診中、当地域に住んでいる子供を持つ保護者が困らないように、子供が急病になったときに支援してくれる病院の確保と一次救急の知識と対処の方法などを情報等を最大限活用して、周知徹底させることができないか、市長の考えをお聞きしたいと思います。

次に学童保育について質問いたします。この質問については先ほどの佐藤議員からも同質問がありました。私からは簡単に、同じ質問になるかもしれませんがさせていただきます。ことし5月から、それまで烏山公民館で実施中であった学童保育の場所は、現在の烏山小学校内余

裕教室を利用して、つまり場所を変えて実施することになりました。学校内での学童保育は遊び場、施設など便利なところがありますが、以前、他町にいた方のお話ですと、学校の余裕教室を利用した学童保育は、教育と保育の違いからさまざまな問題があって、決してスムーズにはいかなかったと話しておりました。本市の学童保育についても課題はたくさんあると思われませんが、来年4月から向田、野上小学校の烏山小学校への編入がありますが、学童がふえた場合でも受け入れに問題が生じないのか、また本市全体の今後の学童保育についても計画等があればお聞かせ願いたいと思います。

次は、市営バスの見直しと乗車料金改正についてでございます。現在の市営バスは合併前、旧烏山町で平成元年国見わらび荘線が開通してから現在4路線ありますが、ことしで約18年が経過しております。時代の変化とともに、現在はどこのうちも自家用車を持つようになり、そのために我が市の路線バスに限らず、全国の路線バスの利用者は減り続け、特に過疎地を中心に路線バスの廃止が相次いでおります。

わが市の市営バスの実態はどうでしょうか。ことし4月から9月までの6カ月間、各路線の各便ごとの実績を調査いたしました。その結果、次のようなことになっておりました。まず、国見わらび荘線ですが、1日10便あって、朝、四斗蒔7時10分発烏山中学校行きが1日平均8.3人が乗車しておりました。しかし、あとの8便は1便当たり平均1.9人から0.2人と激減しております。特に川戸17時33分発の烏山駅行きの便は6カ月間乗車人数はゼロとなっております。

次に滝見谷循環線は1日7便ありますが、烏山駅から6時55分発の大木須回りの烏山中学校8時着の便が1日平均13.4名乗っておりまして、あとの6便は平均5.2名から0.3名の乗車人数となっております。

烏山高部線は11便ありますが、高部車庫7時25分発で烏山中学校8時着の便は平均19.6名で、また夕方の便で烏山中学校16時15分発の高部車庫行きは14.2名と、この2便は通学生の関係で乗車人数は多いようです。その他の9便については多くて5.7名、少ないのは0.2名となっております。

最後は市塙黒田烏山線でございますが、この路線は10便あります。市塙駅7時16分発烏山駅行き7時53分着の便が9.2名乗っておりまして、それ以外は4.3名から0.7名の乗車人数です。

このように通学通勤の朝と夕方の便については利用者があるので、今までどおりの運行が必要かと思えます。昼間の時間帯で乗車人数の極端に少ない便については、路線の廃止かまたは効率よい運営の見直しが早急に必要だと思えます。

そこで提案いたしますが、この際、本市の路線バスはデマンド型を導入して、コミュニティ

バスの活用に変更してはいかがかと思いますが、当局の考えをお聞きいたします。なお、デマンド型のバスとは、基本路線のほかに利用者がある場合、需要のある場合には迂回ルートを走行する等デマンドに応じて弾力的な運行サービスを行うバスのことを言います。

また、現在の市営バス乗車料金の変更でございますが、現在、大人で最低が150円、遠いところでは820円の料金となっております。このような料金体制ですが、この際、70歳以上のご高齢の方には乗車料金を無料にするか、または一律100円にしてあげてはいかがでしょうか。高齢者からも料金の変更については要望をいただいております。この点についても市長のご意見をお聞かせください。

最後になりますが、市民にやさしい市役所についてでございます。市民満足度の高い行政サービスの実践、笑顔、速やかなど、市職員としての自覚と誇りを持って職務を遂行し、笑顔のあいさつを大切にす。すべての方に公平、公正に接する。速やかに対応を行うなど、どこの市や町にあっても、当然あるべき姿であり、むしろそうでなくてはならないと思います。

わが市におきましては、合併に伴い職員にとまどいやふなれがあるのかもしれませんが、職員の皆様もぜひ市民の皆様に笑顔のあいさつから始まる満足度の高い行政サービスを今後も実践していただきたいと思ひます。

さて、市民の中には、さまざまな障害をお持ちの方がいらっしゃいます。生活弱者の方々がおられます。現在、難聴や中途失聴者等聴覚に障害のある方々のために、市役所窓口に耳マークの設置をしていただきたいと思ひます。これが耳マークでございます。ある市役所では表示板、プレートには耳のシンボルマークがあり、その横に耳の不自由な方は筆談いたしますのでお申し出くださいと書いてありました。それを見て、私はやさしさを感じました。この提案に対して市長の考えを伺ひます。

2点目といたしまして、市長あての直通ファックスの設置についてでございます。現在、市長への意見、要望、提案の方法として、両庁舎の入り口付近に広聴箱があります。これも必要でございますが、意見、要望、提案等に気づいて投書をしたとき、庁舎まで行かなければなりません。簡単なのは家庭から送れるファックスではないでしょうか。市長室の直通のファックスを設置することについて市長の考えを伺ひます。

3点目は、10月1日から実施される出産一時金の支給方法についてであります。10月1日から国民健康保険の出産一時金は30万円から35万円に増額されました。子育て支援として歓迎いたしますが、問題はこの出産一時金は国民健康保険の規定で出産後支給となっており、一時金を受け取るまでに1カ月から1カ月半ぐらひかかるということです。財団法人こども未来財団が2003年3月にまとめた子育てコストに関する調査研究によると、分娩、入院費の平均は36万4,618円、定期健診や妊婦用品の購入なども含めた妊娠、出産費用の総額は

50万円を超えておられます。窓口で一たん金額を支払う必要があるため、これらの費用を工面するのに苦勞しているのが現実です。病院窓口で分娩、入院費と一時金の差額を払うだけで済むように受領委任払いにすることについて、市ではどのように考えているかお聞きして、1回目の質問といたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは9番野木 勝議員から、大きな項目で子育て支援、そして福祉政策の2項目につきましてご質問をいただいております。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、那須南病院小児科休診についてのお尋ねでございます。小児科医師の配置につきましては全国的な医師不足問題がございまして、那須烏山市においても同様の問題を抱え、那須南病院におきましては12月21日から小児科が一時休診となりまして、その後は月2回程度の診療は確保したいと思っておりますが、月2回と言いますと2週間に1度ぐらいのことしかできませんが、最低それぐらいは確保していきたいと考えておりますが、小児科等の常勤医師を早く確保するというのは喫緊の課題でございますので、通常の診療体制の再開に向け現在、努力中だというふうに認識をいただきたいと思っております。この小児科医師の確保につきましては、組合長も兼ねておりますこともございまして、過日10月27日もその医師確保のための要望活動等をいたしまして、自治医科大学、獨協医科大学及び県の医事厚生課を訪問いたしまして、那須南病院の実態を訴えながら危機的状況を説明をいたしまして、要望を行ったところでございます。

私といたしましては、組合長就任以来、平成18年度に入りまして3回目の行動でございましたが、その結果は見えていないという残念な結果でございます。ただ、明確な回答をいただいておりますけれども、唯一自治医大の島田院長との会話の中で那須南病院は最重要拠点病院だというふうな位置づけをしているという力強いお言葉をいただいております、このことだけが私は感動した点でございます。今後にあっても、当病院の関口院長、そして大塚事務長とも連携をとって、医師確保には全力を尽くしていきたいと考えておりますので、ひとつ現時点での動きにつきましては、このようなことをご了承いただきたいと思っております。

次に、休診中の支援病院の確保についてでございますが、休日、祭日につきましては南那須医師会の協力を得ながら在宅当番医制度を実施しております。しかしながら、夜間診療、緊急医療体制につきましては未整備であるために、安定した支援が図れますよう南那須地区地域医療対策協議会で体制整備について検討している状況、また要望もしているという状況にあります。

一次救急の知識と対処の方法でございますが、乳幼児につきましては、現在も健診、相談等で普及啓発に努めているところではあります。今後もさらに家庭における手当の方法や病院受診の目安等具体的な対策について、広報の工夫、パンフレットの作成、育児支援教室等において普及を図る予定でございます。また、児童生徒に向けたことについても検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

学童保育についてお尋ねがございました。現在、烏山小学校の学童保育を利用している児童は25人でございます。平成19年度からは向田小学校、野上小学校の編入によりまして利用者は増加すると考えております。現在、学校のプレールームを利用してドルフィンクラブとして実施をいたしておりますが、烏山小学校に隣接をいたします県の施設であります烏山青年の家が平成19年3月で廃止されるために、市が譲り受ける予定であります。この一部を烏山小学校区の学童保育に使用する計画を考えております。利用者は50人程度と想定をいたしております。平成19年度のできるだけ早い時期に移設をして対応したいと考えているところであります。

また、学童保育につきましては、計画的に全小学校に設置をしたいと考えておりまして、平成19年度には七合小学校に開設をする予定であります。境小学校につきましては平成19年度、新境小学校の改修時に学童保育室を整備することで調整をしております。平成20年度の開校時からスタートしたいと考えております。

学童保育の運営につきましては、放課後児童クラブ運営基準を整備し、指定管理者制度を導入して公募によりまして運営事業者を選定の上、地域格差のない学童保育を推進し子育てを支援してまいりたいと考えております。

福祉政策の中で、市営バスの見直しと乗車料金の改正についてご質問がございました。市営バスの乗車人数の少ない昼間の便の運行については、見直しの1つの方式といたしまして議員ご提言のデマンドバス、非常に有効な方法であると考えております。この問題を含めて市営バスにつきましてはご指摘のとおり、抜本的に運行形態を見直す必要があると私も感じております。南那須地区で運行しております福祉バスと調整をし、隣接市町とを結ぶ路線運行の必要性、利用者の多くが児童生徒であるスクールバスの運行の見直しなどを加味し、公共交通再編整備計画を平成19年度には策定して交通体系の整備を進めていきたいと思っております。乗車料金につきましても、福祉バスとの調整などもございまして、再編整備計画の中で検討させていただきたいと思っております。

野木議員にありましては、市営バスの実態調査を6カ月間にわたりみずから仔細に調査をされご報告をいただきました。行政にとりましても、まさに貴重な価値のある調査結果として受けとめさせていただきます。心から敬意を表したいと存じます。議員ご提言に沿う形で対処が

できれば、大変ありがたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

市民サービスについての耳マークの設置についてもご質問がございました。聞こえない、聞こえにくいということは来庁者にとりましても大変苦勞があろうかと思ひます。そのことが外見ではわかりにくいということでもございまして、話が普通にできても聞くことが難しい。周りの人から誤解を受け、危険な目に遭うことも多々あると聞いております。耳が不自由なので書いてくださいということも大変勇氣が要るところだろうと思ひます。そんな社会生活の中での不安、聞こえない、聞こえにくいということが相手にわかれば、かなり解消されることだと思ひます。耳が不自由ですということを示すために考えられた耳マーク、本市においても市役所窓口を設置をし、聴覚障害のある方が気軽に利用できる窓口と人にやさしい対応を心がけていきたいと思ひます。

この耳マークを設置すれば解決ができることではなくて、議員ご指摘のとおり、市民に対する職員の接遇マナーの向上であると考えております。接遇に関する研修も必要であり、今後、この研修の導入も含めて検討してまいりたいと思っております。

市民の意見を反映させるために市長室にファックスをとひうお尋ねもございました。市民の意見を行政に反映させる広聴事業には、集団広聴、個別広聴がございしますが、集団広聴は地域に市長外執行部が出向き、意見を聞く市政懇談会であります。個別広聴、広聴箱への投函物のほかホームページ、広聴箱、電子メール、手紙、直接来庁する場合などいろいろと対応してございます。個別広聴の広聴箱、烏山庁舎、南那須庁舎、保健福祉センター、南那須図書館、烏山図書館、烏山公民館の6カ所に設置してありますが、合併後、これまでに寄せられた個別広聴案件は、広聴箱が21件、ホームページ、電子メール50件、そのほかの手段は年に1件程度でございました。

ご指摘のファックスによる広聴でございしますが、県内を見ても宇都宮、高根沢、日光が導入をしております。宇都宮、日光は広聴担当部署に設置をいたしておりますが、ファックス利用者は減少して主流は電子メールのようでもございます。宇都宮市では、ファックスを使った広聴は全体の1%だといふうに聞いておりまして、高根沢町の実情は不明でもございます。議員ご指摘のとおり、市政へのご意見をより多くの方法で聞き、市政に反映させることは大変重要でございしますから、ファックス広聴も前向きに取り組むたいとは考えております。その方法として、行政広聴の一環として処理をするため、新たなファックスを導入するといふことでなくて、現状の総務課にあるファックスを利用する方法が一番早い方法であると思っておりますので、さらに仔細に検討を加えて、広報、お知らせ版等で市民の皆さんに周知をしていきたいと考えております。

出産一時金受領委任払い制度に対応すべきといふようなご質問をいただきました。出産育児

一時金の受取代理は、保険者の任意事業でございます。出産される被保険者の費用の負担を軽減する趣旨から、その導入に向け現在、準備を進めております。この受取代理制度の利用は、国民健康保険税の滞納がないことが条件となるため、実施要綱作成が必要と考えております。先行して実施をしておりますのは、那須塩原市や鹿沼市の実態など、これらも参考にさせていただきながら、結論から申し上げますが、平成19年4月1日から実施させていただきたいと考えております。今後も被保険者が安心して出産ができる環境整備を推進し、少子化対策の重要な対策の位置づけとして推進していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁を終わります。

○議長（小森幸雄君） 9番野木 勝君。

○9番（野木 勝君） 前向きに答弁いただきまして感謝します。1点目の那須南病院の小児科休診についてでございますが、子供の病気は、夜中だろうが早朝だろうが24時間いつでも待たなしにやってくるわけです。那須南病院には小児科が休診中でも一次救急である急患は当然来ると思っています。この場合の病院側の対処についてはかなり大変なことになると思っています。この地域で唯一の拠点総合病院に小児科医師がいないということは非常事態であると言わざるを得ません。

県内10の救急医療圏で、県内から拠点病院の常勤小児科医がいなくなるのは初めてで、病院も医師の確保に奔走しているが確保のめどは立っていない。これは12月1日の下野新聞に報道されておりました。下野新聞によりまして、今後の対応についてもある程度わかりましたので、ここでは詳しくはお聞きませんが、このような郡部環境地では、小児専門医のマンパワーが不足している、これは全国的に言えるらしいんですが、それを内科医が協力する。そういう方向に今、進んでいるみたいなんです。要するに内科医の協力は不可欠だということも伺っております。専門医の確保に見通しが立たない今、市内の開業医の時間外診療についても協力していただけるよう市長から要請していただきたいと思います。この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、ご指摘のとおりで、当面12月21日でもって小児科医がいなくなる実態を踏まえて、那須南病院では当分の間は、先ほど申し上げましたとおり非常勤も2週間に1回だけは確保する。そう言いますと、今言われたように、急性期医療は対応できません。慢性疾患の子供が2週間に1度来るとい程度になりますので、いわゆる一次救急として対応できない。こういう実態が当分続くだろうと私も見ておまして、その間どうするんだというご指摘でございます。その間はやはり私もこの前、実は二、三日前に南那須医師会長にも

非公式でお願いはしたんですが、回答は何でもやるよと言ってはおりますが、各個人病院の院長さんにいろいろと情報を聞きますと実態はなかなか難しいようでございます。しかし、今言われたように個人病院の内科、小児科医師も実はいるんですが、今、誤診等の問題が大変クローズアップされまして、小児科の専門医師でないと子供を診ないというような傾向がございまして、乳幼児を一次救急の場合に運ぶというのがなかなか困難ではございますが、そのような要望はしてまいりたいと思います。

すべてが宇都宮のあるいは獨協の病院とか、自治医大まで行くというのは住民にとりましては大変なものですから、そういった地元の個人病院をお願いをして、何とか一次救急の受け皿をつくっていただきたいという要望はしてまいりたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 9番野木 勝君。

○9番（野木 勝君） 救急車を呼んで、今までは当然、那須南病院に搬送されたと思いますが、今回はそれができない。いきなり自治医大、獨協、済生会ということになるかと思いますが、いずれにしても距離もありますし、時間も必要になってくるので、余分な心配もしなければいけないということで、ぜひいつときも早く小児科の先生に来ていただくようにご努力をお願いして、この質問を終わります。

次に、学童保育についても、今、烏山小学校の道路向かいの青年の家、これは薄々私も聞いておりましたが、来年の3月いっぱいまで払い下げしていただく。そのあとを学童保育として使っていただくということで、私も賛同したいと思います。余裕教室の視察に行きましたけれども、なかなか先生の態度が固くて詳しくは聞けなかったんですが、できるだけ早くそちらのほうに移設していただいたほうがよろしいのではないかと思います。これも了といたします。

市営バスの見直しについてでございますが、デマンド型バスについて全国の、特に過疎地の自治体で導入しているようです。平成15年3月に、新潟県と国土交通省北陸信越運輸局が共同で過疎化や高齢化の進展が著しい県内中山間地域において、高齢者等の自家用自動車を利用できない者の移動の確保及び円滑化を図ることを目的に、中山間地域ITSデマンドバスシステムの実証実験を実施したわけです。

実験した地域では、以前、通常の路線バスは1日7往復運行しておりました。デマンドバスの運行については、利用者の利便性を損なうことのないように従来の運行ダイヤを基本にいたしました。朝1便と夕方2便はダイヤが過密になっておりまして、この3便については時間内はデマンド区域は巡回しきれない。そしてまた、通勤通学客が多く、デマンド予約では利便性を損なうため、通常の路線バスとして運行を行った。その他の4便については、医療機関に通う利用者の利便性と鉄道との連携を考慮した時間帯に運行ルートに柔軟性を持っているデマンドバスとしての運行を行ったと報告をされております。

実証実験の結果は、バス利用者の増加及び利用者から好評を得ることができて、実証実験終了後も引き続きデマンドバスの運用を実施することとなったとありました。この実験地域とわが市とは環境的にも類似するところが多いものですから、今回、参考にさせていただきました。この地域でもこのような実証実験ができるよう関係機関に働きかけをしてほしいと思いますが、この点ではいかがでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） このデマンドバスにつきましては、大変時期を得たご提言であろうと思っておりますので、関係機関にも要望しながら進めてまいりたいと思います。当市につきましては、スクールバスも再編計画を立てておりまして、もちろんこれは小学校の再編に絡む問題が大変強いのですが、柔軟な対応を今考えております。一部そのようなことで、子供たちの通学路線バスもこれを活用していることもございますので、そのスクールバスの再編計画、そして今の市営バス、福祉バス、そのような今の公営的な交通網を全面的に再編計画をつくりまして対応していきたい。その中で、今の市営バスについてはデマンド方式がふさわしいと思っておりますので、その運用の実現化に向けて前向きに検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 9番野木 勝君。

○9番（野木 勝君） これは私の今住んでいる大金台の話で大変恐縮でございますが、10月20日過ぎに80歳のおばあさんがお一人で住んでおりまして、日ごろは自家用車も運転しております。自分で草刈り機も操作できるほど元気な方でした。突然、前の晩に倒れまして、朝までだれも気づかなくて、偶然に朝、近所の人がいったら倒れていた。救急車で那須南病院に行きました。那須南病院では異常ないのではないかと、様子を見るかという最初はそういう診断だったんですが、その後、念のためにということで脊髄から血液検査したらくも膜下だったということがわかりまして、急いでまた救急車で藤井脳外科まで行きました。そのときも感心いたしましたのは、先生みずからついていってくれたんですね、藤井脳外科まで先生が同行して現地でいろいろ詳しい説明をしていただいたようです。私は一緒に行ったわけではありませぬので、そのように後で聞いたんですが、感心した次第です。

問題は、娘さん夫婦が東京におりまして、急遽来たんですが、免許証がないんですね。10日ぐらいは集中治療室に入院ということは毎日藤井脳外科へ行かなければいけないわけです。私は最初の3日ぐらいは一緒に送り迎えしてあげました。それを聞きつけて、団地内の3名の方から私に電話がありまして、前の日に連絡をくれれば私たちも送り迎えに協力したいという電話をいただきました。そういうことで4人でローテーションを組んで、その方を毎日藤井脳外科に送り迎えしましたが、娘さんも大変恐縮して、何日かは公共交通を利用して藤井脳外科

まで行ったんですね。

何ともびっくりしたんですが、歩いて大金台内にある福祉バスの停留所まで行って、大金駅まで行きました。それから、JRで岡本まで行きました。それから歩いて30分で藤井脳外科まで行きました。帰りはとても歩けないのでタクシーを利用しました。2,000円です。それからJRに乗って大金まで着きました。帰りも疲れて歩けません。もちろん福祉バスありません。タクシーを利用しました、約2,000円です。片道だけで4,000円かかるんですね。もし往復利用したら8,000円かかるんです。そういうことも実態としてあの大金台にはそういう問題があります。

皆さんもやはり問題にしているのは、老後、自分で車を運転できなくなったときに、どちらかができなくなったときに、ここにはもう住めないと、そのように半分あきらめた人がいるんですね。私もここへ住んだのが悪いとは言いませんでしたけれども、そういうことがいずれはやってくるというのを覚悟して住めばそれなりの対処はできますが、そのときはあそこに住む当初は考えていないんですね。そういうことで非常にそういった突発的に病院とか、買い物はいつでもできますが、突発的なときにどうしても不便を感じております。

ですので、デマンドバスにばかり、需要に応じた福祉バスまたは路線バス、コミュニティバス、このあたりもぜひ考えていただきたいと思います。この点について、もう一度市長のお答えをいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 少子高齢化社会の中で、特に高齢化社会の中で抱える本当に具体的な事例を挙げてご発言されましたけれども、そういった事態が本市だけでなく全国的に広がりつつあるというところだと思います。独居高齢者に対する対応も、市としては真剣に考えていかなければならないと思います。その中で、介護する方の足の問題を今ご指摘になりましたけれども、私はいろいろと先進自治体等の事例も今、研究をしているところでございますが、先ほど往復で8,000円のお話がありました。やはり緊急の場合、どうしても藤井脳外科に行くといった場合には、タクシー利用になるんですね。どうしてもタクシー利用になります。路線バスとか福祉バスというのは、ある程度拠点のネット網を運行することになってしまいますので、どうしても緊急なり、市外に行く場合には公共交通機関、JRとかタクシーになります。

そのタクシーの福祉タクシー的な考え方を実は考えているわけでございます。当然市の財政負担も大変なことになるわけですが、じゃあその基準をどうするんだとか、どういった場合に対応するんだとか、いろいろもろもろのことが出てくるんですね。ですから、ばらまきのすべてがということには財政上無理がございますので、そういった今の事例などは、やはり福祉

タクシー等の要綱等の中で対応できれば、これは全額というわけにはいきませんが、一部そういった負担をさせてやるのも高齢者の福祉対策としては必要なのかなということは、実は今、研究をしているところでございます。

そのようなことも含めて、総合的に独居の高齢者対策、そしてそれに対する介護のための家族の足の確保、そういったことも福祉バス、福祉タクシー、そして路線バス、JR、そういったことも絡めた市の支援の方策、そのようなところを真剣に検討して、那須烏山市の身の丈に合った福祉政策ができれば大変ありがたいことだというようなことで研究をしておりますので、ひとつ現時点ではご理解いただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 9番野木 勝君。

○9番（野木 勝君） きょうの下野新聞に、たまたま公共交通、地域で再生というタイトルで、きょう記事が載っておりましたけれども、やはり私の質問のようなことに対する国土交通省の交通政策審議会、バスなどの路線廃止が相次ぐ公共交通の再生に向けて市町村や住民、交通事業者らが協議会を設置し、利用促進などの計画策定を求める提言をまとめたとありました。国土交通省は提言をもとに、協議会の設置手続を盛り込んだ新しい法案を来年の通常国会に提出、新制度の導入を目指すということで、手続をスムーズにできるための法律を来年提案するそうでございますので、どうか各種の成功例にわが自治体も学んで、ぜひ実現に向けて頑張ってくださいと思います。

お答えいただけなかったのは乗車料金について、よろしく願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 乗車料金につきましても、再編整備計画の中で検討させていただきたい。平成19年度中にはそのような検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 9番野木 勝君。

○9番（野木 勝君） ファックスについても、耳マークについても、一時金についてもおむね前向きなご答弁をいただきました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき、17番中山五男君の発言を許します。

17番中山五男君。

〔17番 中山五男君 登壇〕

○17番（中山五男君） この4月の選挙から新たな議員定数20名でもって議会運営が始まりましたが、その中で一般質問は6月定例会では11名、9月は8名、そして今回も10名の議員が登壇いたしまして質問申し上げることになりましたが、合併前にはこれほど大勢の議員が一般質問に立つことはございませんでした。これも議会活性化のあらわれであり、合併効果の1つかと存じております。しかし、大谷市長を初め執行部の皆さん方には、答弁の準備等にご苦勞も多いこととお察し申し上げます。

さて、今回の私の一般質問は、先に通告したとおり3項目申し上げますが、ご答弁をいただくところは21項目になろうかと思えます。私の持ち時間90分以内で終わりますようご協力のほどお願いを申し上げます。

まず1点目を申し上げます。市長選挙で掲げた公約の実現について質問申し上げます。大谷市長には昨年11月、那須烏山市初代市長につかれて早2年目を迎えられたところでありますが、昨年の選挙に掲げられた公約は、孟子の教えから引用され、「天の時、地の利、人の和」の3通りに区分されて有権者に訴えられました。その公約のうち、「天の時」につきましては、去る6月の定例会で、「地の利」につきましては9月定例会の中で一般質問申し上げ、市長からご答弁をいただいております。そこで今回は、残る「人の和」の中で掲げた公約実現に向けた具体的な方策について伺いをいたします。

「人の和」の項では6項目の事業を掲げておりますことから、順次質問申し上げます。まず、住民交流センターの整備促進を公約に掲げております。この住民交流センター建設につきましては、4町合併が大詰めを迎えた当時、合併後の住民の融和を図る場として話題に挙げたことと記憶しております。大谷市長には2町合併においても、両町民の融和を図る上から、住民交流センターなるものの建設が必要と見て、選挙公約の中で訴えられたものと推測しているところであります。

しかし、合併して早1年が過ぎましたが、その間、私ども議員に配られた那須烏山市総合計画基本構想骨格案を見ても、住民交流センターの必要性などは明記されておりません。来年9月の定例会に議決予定の市の総合計画基本構想の中に示されるものと存じますが、市の財政が逼迫している折、この必要性に疑問を持つところであります。この住民交流センターについて、市長は現時点においていかなる構想をお持ちか、お尋ねをいたします。

2点目の公約は中高年の雇用支援であります。長く低迷している日本経済もここに来てやっと穏やかに回復しつつあり、戦後最長だったいざなぎ景気を上回るとも報道されています。しかし、地方の中小企業ではまだまだ景気回復のきざしさ見え出しがたいのが事実であります。

そのような中、本市中高年の雇用支援についていかなる方策をお持ちか、お尋ねいたします。

3点目は、福祉事業の推進であります。このことにつきましては、市長に対し同僚議員からもしばしば推進策や提言がなされているところでありますが、この福祉事業についてはこれで十分とした福祉対策はないものと存じます。すなわち手を差し伸べれば限りがないわけでありますが、市行財政集中改革プランの中にも示されているとおり、市の行財政水準を十分に認識し、身の丈に合った福祉事業を推進すべきと存じます。そのような中で、市長は新たにいかなる福祉施策をお持ちか、お尋ねをいたします。

4点目、市街地及び商工業活性化事業の推進を公約に掲げられております。企業の誘致活動につきましては、市長の選挙公約どおり、この4月から市内に企業誘致プロジェクトチームを設置しまして、既に活動を開始しているところであり、今後の活動に期待を寄せているところであります。

一方、烏山市街地の現状を見ますと、永く店を開いていたいいわゆる老舗のお店が1軒、また1軒と灯を消されていく現状には寂しい限りであります。烏山中心街でさえ、夜ともなれば早々にシャッターをおろしている現状からして、大谷市長には今後いかなる方策をもって商店街の活性化に挑む考えかお伺いします。

5点目は、保健、医療、福祉施設の機能整備と充実についてであります。この項につきましては、市の総合計画基本構想骨格案の中で、市の重点課題として挙げられておりますが、その中では障害者や高齢者が暮らしやすい環境づくりや、保健福祉基盤の整備等に取り組むとされております。本日は、市長からそれらの具体的な方策をお伺いいたします。

6点目、若者、女性、市民が活躍できる環境整備であります。市長公約に関する最後の項目になりますが、この項に関しまして今年度予算の中や総合計画基本構想骨格案を見ても、特に示されていないように思われますが、市長の公約実現に向けた具体策をお伺いいたします。

以上が、市長選挙に掲げられた公約の実現についての質問、6項目であります。

次の質問を申し上げます。那須烏山市職員分限及び懲戒等取扱規程の運用について質問申し上げます。本年8月25日、福岡市職員の飲酒運転による追突事故から、幼い3名の子供さんが海中に投げ出され水死するという痛ましい事件が端を発し、飲酒運転を撲滅しようとする機運が全国的に高まったことは市長ご承知のとおりであります。栃木県内でも県職員を初めほとんどの自治体が飲酒運転撲滅に向け、従来に比較し厳罰で挑むこととする内容の、処分基準が新聞報道されております。

そこで、当那須烏山市でも新たな内部規定を策定し、去る11月1日から施行することとし、その規定の写が議員にまで配られております。早速その規定を一読したところ、量刑の重さでは他市町とほとんど同様かと思われませんが、少々疑問を生じたところと、那須烏山市から飲酒

運転を一掃するための方策等について質問申し上げます。

まず1点目、今回、制定された懲戒規定は大きく分けて職務上、すなわち公務上の犯罪と公務外の犯罪行為によるものに区分されておりますが、その中で懲戒処分にかかわる事例が少な過ぎないか、この事例からすべての犯罪等に引用できるのか、次の3点ほどお尋ねいたします。

まず、公務上の犯罪行為について1点申し上げます。公金または市の財産の取り扱い関係の中で職員が公金等を紛失した場合、または重大な過失により公金等が盗難に遭った場合の懲戒規定では、当該職員を戒告または減給とするとあります。しかし、市が損害を被った金品に対し、職員の損害賠償の責任義務を明記されていないが、それでよいのか。すなわち市に損害を与えておきながら、その賠償を当該職員にさせないでよいものかという疑問であります。

次に、道路交通法違反について、飲酒運転は懲戒基準が明記されているものの、スピード違反、信号無視、無免許運転等、重大な違反行為についての罰則規定が明記されておられません。これらの違反行為は、公務出張の際も生じることであり、主立った違反行為の罰則も列記した規定とするべきではなかったか。なぜ飲酒運転にとどめたのか、お尋ねします。

次に、公務外の犯罪行為について質問します。懲戒処分の標準例として挙げている犯罪名は、殺人、放火等11項目ありますが、この標準例からでは比較対象するに困難な犯罪名があります。さらに、規定に列記した標準例はすべて実行犯に対する罰則規定であり、未遂犯はどのような処罰とするのか、それについての考えをお伺いします。

以上、この項3点について答弁を求めます。

次に、外郭団体等の懲戒規定の適用についてお伺いします。今回の規定は、市職員のみにも適用されるものであり、市から多額の補助金等の交付団体職員には適用されるものではありません。当然ながら、それらの団体には代表者がおり、懲戒規定はその責任者の判断によるものと考えますが、この際、市長の指導力をもって外郭団体の職員に対しても、市職員同様の懲戒規定を適用させるよう要請すべきではないかと存じます。市長の考えをお伺いします。

3点目、市内から飲酒運転を撲滅するための方策についてお伺いします。飲酒運転による事故は、福岡市の事故があれほど世間を騒がせ社会問題化しているにもかかわらず、後を絶つ気配がありません。事実、今年秋の交通安全運動期間中である9月12日から19日未明にかけて、栃木県警が実施した一斉検問では、逮捕者2名を含め40人が摘発されております。山梨県内では、身延町の教育長までが酒気帯び運転で摘発されたと報じておりますが、この甘い意識は一体どういうことなのか。理解に苦しむところであります。

そこで、この那須烏山市から飲酒運転を一掃するためには、商工会や農協を初め市内の全企業の経営者に対し、大谷市長、烏山警察署長の両名でもって、飲酒運転撲滅のための要請をされてはいかかが。そして企業側も社員に対する処分規定を作成し、明確にされるよう依頼する

必要があるものと存じます。大谷市長にその考えがとおりかお伺いします。

以上、この項5点について答弁を求めます。

次の項目、学校教育について池澤教育長にご質問申し上げます。今、教育界では教育基本法の改正や、高校での未履修問題を初め、小中学校でのいじめ、それが原因での自殺問題、さらには凶悪な犯罪被害から子供たちをいかにして守るかなどの対策に苦慮していることと存じます。

そのような中、本市の池澤教育長には、心労が絶えない毎日かと推察しているところでありますが、本日の一般質問では、那須烏山市の学校教育に関して、いかなる考えをお持ちか、次の4項目をご質問申し上げます。

まず1項目目、学校教育及び社会教育指導方針について、那須烏山市初代教育長の抱負をお伺いいたします。池澤教育長には、昨年11月29日、教育長に選任された際、この議場におきまして就任のごあいさつがございましたが、極めて短い時間であったことから、合併後の新市の教育方針等についてお聞きすることができませんでした。就任後既に1年を過ぎたところであり、遅きに失する感もいたしますが、今、教育問題が大きく取り上げられていることから、本日、改めて教育長としての抱負をお伺いしたく、質問の1項目に加えた次第であります。この項についてはご答弁を伺った後、理解しがたいところがあれば再質問の中で申し上げたいと思います。

2項目目、本市教育委員会の活動状況及び実績について、特に教育の振興発展のためにいかなる役割を果たされておられるか、お伺いします。今、教育基本法の改正問題や三位一体の改革による権限委譲問題等に端を発し、教育委員会のあり方についても議論をされております。過日の新聞報道によりますと、全国の市町の61%が市町村教育委員会の設置を法律による義務づけでなく、選択制にすべきまたは教育委員会を廃止すべきとの考えでいるようであります。すなわち教育委員会を設置する、しないは首長の判断に任せてほしいというものであります。

しかしながら、政府内では教育委員会の機能を強化したり、設置義務を残して国の関与をさらに強めたいとする意見も出ているようでありますから、市町村首長の考えが今後の議論に影響を与えるものと存じます。

さて、教育委員会の設置義務につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に定められているところであり、本市におきましても5名の委員が選任をされ、活躍をされております。そして、会議は毎月1回ほど開催され、そこでは毎回、教育長の報告に始まり、人事問題、予算、条例、要保護児童生徒の認定等、学校教育に関する重要な諸問題について協議されているようであります。実は、この教育委員会の中で協議されている議題等について私が知ったのは、過日、担当課長から会議資料をいただいたからであり、それまではほとんど知

る機会さえありませんでした。

先ほど申した地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条6項の中で、教育委員会の会議は公開すると定めてありながら、一般住民に対して会議がいつどこで開かれているのか、その情報さえ発信されておられません。さらに、教育委員会の会議の中で何を議題とし、それがどのように決定されたのか、その内容を市の広報等にさえ公開されていない状況とあつては、市民から教育委員会の存在さえ忘れ去られてしまうのではないのでしょうか。

数年前、ある校長先生と私の会話の中で、その校長は、教育委員は学校の実態など何も知らない。ただ、学校行事の際の来賓席のお飾りものに過ぎないとまで言い切っております。委員の皆さんに対する屈辱的な発言ともとれますが、学校現場の先生の中には、委員の皆さん方をそのように評価されていたことも事実であります。ここで断っておきますが、この話は何年か前の委員の話でありまして、現在の教育委員を指しているものではありませんので、念のため申し添えたいと思います。

そこで次の2点をお伺いいたします。教育委員会無用論まで出ている中、教育長はその存在価値を今こそ内外に示すべきと存じますが、このことについて教育長の所見をお伺いいたします。すなわち、教育委員会の存在価値を示していただきたいということであります。

2点目は合併後の教育委員会は、この1年間に那須烏山市の教育振興発展のためにいかなる役割を果たされたかお伺いをいたします。

3点目で、広域行政事務組合の中の教育委員会は、今年度をもって廃止するという事になっておりましたので、ここで3点目として加えようとしたのですが、きのうの議会の中で既に議決されておりますので、この点は省くことといたしまして、以上、この項目については2点の答弁を求めます。

3項目目を申し上げます。学校内外の諸問題、特に不登校、いじめ等への防止策についていかに取り組まれているかお伺いいたします。今、全国の学校教育の現場を預かる先生方には、いじめと自殺問題に振り回されているのではないかとさえ思われるほど、この問題が連日報道されていることは周知の事実であります。それというのも、伊吹文部科学大臣あてに、いじめを苦にした自殺予告の手紙が一時相次いだためでもあります。

私は、戦後間もないころの教育を受けた者であります。その当時から、今で言ういじめはありました。しかし、それは仲間同士の遊びの範囲を逸脱しない程度のものでありまして、決して陰湿ないじめではなかったと記憶しております。そして、当時の児童生徒は助け合う心と忍耐力を持っていましたから、いじめを苦に死を選ぶようなことは決してありませんでした。時代は移り、現代の生徒を見ていると、家庭からは過保護の状態です。一方、学校内では弱い者を見れば、安易な気持ちでなぶり者にしようとする悪しき風潮があるのではないかと

推察しているところであります。

いじめから学校での居場所がなくなり、不登校や引きこもりなどになり、さらには自殺にまで思い詰めているながら、その子の身近にいて最も頼りになるはずの家族や先生方に何の相談もできずに、死を選ぶしかなかった生徒の心情は余りにも悲惨であります。

これら相次ぐいじめによる自殺について、高市少子化担当大臣の談話では、まず教育委員会に働いてもらいたい、名誉職では困ると述べ、一連の問題解決には教育委員会の活動が必要との発言もされております。

また、文部科学省によりますと、子供とコミュニケーションがとれないとする指導力不足と認定された公立校の教職員は調査の結果506人いるとも報道されております。ならば、教師として自信を持って教壇に立たれている先生がいかほどいるのか。私にはそれも知りたいところであります。すなわち、自信のない教師に学校から不登校やいじめを一掃できるはずがないからであります。

そこで次の3点をお伺いいたします。県教育委員会の指示により、先月初め全校一斉にいじめ再点検を実施したはずであります、その結果をお伺いいたします。

2点目、市内小中学校の中で、不登校、引きこもり児童生徒数は何名おられるか。小学校、中学校別にお伺いします。そして、その数字はいかなる方法で調査されたかもお願いします。このいじめの問題につきましては、初めに登壇されました佐藤雄次郎議員の質問の中で、不登校の数、いじめの数、これは平成15、16、17年の数は答弁されましたが、私の知りたいところは平成18年、今の数字であります。この数字についてご答弁をお願いいたします。

もう1点、いじめ、不登校の防止策として、学校と教育委員会はいかなる方策をとられているか。以上、3点の答弁を求めます。

最後の質問をもう1点申し上げます。スクールバス管理規則及び遠距離通学補助金等交付規則の見直しについてお伺いをいたします。

児童への犯罪防止策として、スクールバスの導入を求める署名活動が今市市大沢小学校PTAから始まりましたが、それが今では県全域に広まり署名者数が15万人を超えたと報じております。その大沢小学校では、先月からスクールバスの試験運行を始めたと報道されておりますが、運行目的が犯罪防止とあっては関係者にも割り切れない思いがあるものと存じます。

また、宇都宮市内では集団登校の列に乗用車が突っ込み、重症を負わせる事故が10月、11月と相次いで発生していることから、通学路の安全をいかにして確保するか。このことについても学校はさらなる検討が必要と存じます。

さて、那須烏山市のスクールバスの運行は小学校の統合を機に、南那須管内では昭和49年より始まり、烏山管内でも平成2年から東小学校に限り小学生の通学に利用されております。

また、遠距離通学とみなされる区域の児童生徒が定期バスや鉄道を利用する場合、交通費を補助することも規定で定めております。

以上からして、南那須管内の小学校、荒川小学校、江川小学校両小学校では、児童数595名中458名の77%がスクールバスと列車を利用しております。烏山管内では947名の児童のところ129名の14%がスクールバスまたは定期バスを利用しているようであります。当市の現状は以上のとおりであります。次の点について教育長の答弁を求めます。

まず1点目、スクールバスの管理規定の中で、利用範囲を通学距離におおむね4キロメートル以上と定めてありますが、現在は2キロメートル以内でも乗車させているようであります。このことから、指定の中の通学距離は実情からして見直すべきではないでしょうか。同様に、遠距離通学補助金制度も児童の安全確保からして拡大する必要はないか、お伺いいたします。

2点目は現在のスクールバス管理規則及び遠距離通学補助金規則からして、保護者からの要望を規定外として、乗車や補助金の交付を断った例はないか、お伺いをいたします。

3点目は、小中学生の通学路の中で、犯罪防止上改善を必要とするところはないか。あるとするならば具体的な例をお示しいただきたいと思っております。

以上、この項目3点を含め、これで第1回目の質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは17番中山五男議員から、市長選挙に掲げた公約の実現について、那須烏山市職員分限及び懲戒等取扱規程の運用について及び学校教育について、大きく3項目にわたりましてご質問をいただいております。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、市長選挙に掲げた公約のうち住民交流センターの整備促進でございます。那須烏山市が誕生いたしまして1年2カ月目に入っております。去る10月1日の日は合併記念日、烏山公民館におきまして議員各位を初め合併功労者、そして各界、各層の代表者、市民の皆様など多数ご臨席をいただきまして、合併1周年記念式典を挙行いたしました。意義ある1年の締めを祝ったことはご承知のとおりでございます。

お尋ねの市長選挙の際に申し上げてまいりました新市のまちづくりの一環でもあります「人の和が活きるまちづくり」の施策に関しましては、既に就任以来取り組んでいるものや、目下その実現に向け鋭意努力中のものがございます。また、これから計画に載せるものなど多々ございますが、就任約1年という時点での状況でございますが、その順に従ってお答えをさせていただきます。

住民交流センター整備促進でございますが、まず合併で一番重要なことは議員もご指摘のと

おり、旧2町の住民の融和融合であります。その根幹的役割を持たせることが住民交流センター、このような位置づけにいたしております。現在、新市の総合計画、土地利用計画、都市計画マスタープランの策定中でありますので、具体的にはこの計画の中で具現化をしてみたいと考えております。なお、私が考えております住民交流センター案とは、既に現在でもその活用がなされております各地区の公民館的な利活用方式であります。つまり、今後、促進をされます公共施設の再編によりまして統廃合が進んでまいります。その跡地利用を活用しての老若男女等のつどいの場を、住民のニーズにもこたえながら設置をしていきたいという基本的な考えを持っておりますので、このことをご理解を賜りたいと思っております。

次に、中高年の雇用支援でございますが、まず1つにはシルバー人材センター組織の充実を図りまして、いわゆる団塊の世代の退職者を巻き込んでの会員数の増加と事業量の拡大、これらを考えております。特に、団塊の世代の方々は、多彩な技術、技能、さまざまなノウハウを持っております。経験も豊富、また仕事に対する熱意、意欲もあるわけでございます。請け負う業務の範囲も拡大することができると考えております。

そのほかには、現在、企業誘致条例に基づきまして工場誘致に鋭意取り組んでいるところでございますが、議員ご存じのとおりで、既に林テレンプ（株）の立地が決定をいたしております。このように進出企業の立地は新しい雇用の場の確保につながりますので、この面からも中高年の健康と勤労の喜びを感じる雇用の場づくりにつなげていきたいと考えております。

福祉事業の推進に関する具体的施策といたしまして、懸案でありましたやまびこの湯が道の駅風にさま変わりいたしましてリニューアルオープンとなりました。70歳以上の市民には健康増進のため、500円の入浴料を200円とするいきいき入浴券を配布し、温泉の利用を奨励いたしております。高齢者に対する公共施設の無料化、あるいは介護予防の諸施策等がございます。少子化対策といたしまして、学童保育の充実、小学校3年生医療無料化、まちづくり団体等への補助、これらが挙げられます。

次に、市街地及び商工業活性化事業の推進でございますが、今、市街地は郊外の大規模店の影響を受けて、地元購買率の向上が望めないことから、各商店は大変苦戦を強いられております。市に活気があるかどうかのバロメーターは、やはり商店街に活気があるかどうかであります。このようなことから、商店が活気づく起爆剤はないかとの観点から、現在、県内5大学と鳥山商工会、那須烏山市の連携によりますまちづくり研究会を立ち上げて研究をさせていただいております。11月24日は各大学生から中間報告がございましたが、最終報告は来年3月となりますが、これは中心市街地活性化案のすばらしい提案を期待しているところでございます。

工業分野でございますが、先ほど若干申し上げましたが、林テレンプ（株）が上川井の国道293号線沿いに進出が決まりまして、平成20年1月操業を目指し工場建設に取りかかって

おります。大いに市の活性化に貢献していただけるものと期待をいたしております。市といたしましては、これらを足がかりに市長のトップセールスを初め、企業誘致推進員の増員を図りながら工場誘致に向けて努力を傾けていきたいと考えております。

さらには、市の活性化に向けた開発促進のための土地利用の規制緩和を行うことといたしました。現在、見直し中ですが、開発面積要件などを拡大することで現在、調整中であり、来々3月には実施することといたしております。これで、幅の広い産業の進出が期待できると考えております。

次に、保健、医療、福祉施設の機能整備と充実についてのお尋ねがございました。現在、検討している事業といたしまして、栃木県青年の家の廃止に伴いまして、その跡地を市が一括して無償譲渡を受け、ここを少子化対策の一環といたしまして、この子育て支援センターの核として整備できるよう、今、協議をしているところでございます。

具体的には、烏山小学校の児童を対象にいたしました学童保育の施設並びに高齢者の福祉事業の一環としての交流の場の提供、そして子育てに悩む若い親の家庭教育の支援センター、そのような用途を一体的に活用することで、現在、改修等の調査検討に入っております。供用開始は来年の10月1日を目途としております。この無償譲渡は、既に県教育委員会の内諾は得ておりますので、これら譲渡手続に入りまして、来年4月には市の所有ということで進めていきたいと思っております。

このほかには、烏山の小中学校の統廃合による空き校舎の活用がございまして、市の施設といたしまして総合的に利用することになりますので、その中で保健あるいは福祉施設としての利活用を考えていきたいと思っております。この小中学校の廃校の跡地利用に関しましては、現在、事務的に検討に入っておりますが、案ができ次第、議会にも相談をしながら進めていきたいと考えております。

最後の若者、女性、市民が活躍できる環境整備であります。これらはまちづくりには極めて重要であると認識しております。現在、実施に移したものとして例を挙げますと、まちづくり団体の補助事業の活動がございまして、このまちづくり団体は、教育、福祉、保健、商店街の活性化、環境美化など幅広い分野から地域課題を解決して、住みよい環境、活気ある環境づくりに老若男女を問わず、市民みずからが取り組んでいただくことを目的とした団体を支援するものでありまして、事業費のうち20万円を限度に補助するという制度であります。6月に公募をいたしまして、審査の結果、NPO法人「てとてとて」、「木須川を愛する会」など、7つの団体を認定をいたしまして、現在、活動いただいているところであります。今後にもありましても、小中学校の統廃合による空き教室の活用も含めた中で、さらに具体的に検討してまいりたいと思っております。

以上が、「人の和が活きるまちづくり」の公約の具体的な計画と方法について、就任から現在までの実績及び今後の方策について説明したところでございます。

今後の施策は、現在、来年9月議会に上程を予定しております総合計画の中で、市全体の振興計画として位置づけを実施していきたいと考えておりますので、ご理解をいただいてご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、那須烏山市職員分限及び懲戒等取扱規程の運用についてであります。分限処分及び懲戒処分は、職員にとって著しい不利益をもたらす処分でありますので、透明かつ公正な基準のもと、処分を行うことが求められます。このため、今般、那須烏山市職員分限及び懲戒等取扱規程を制定をいたしまして、本年11月1日から施行いたしました。

那須烏山市職員分限及び懲戒等取扱規程の内容であります。これまで本市には懲戒の基準として、交通事故に係る那須烏山市職員の交通事故等に係る懲戒処分の基準に関する規程を示していただけでございますが、そのほか職員の規律違反行為につきましては、処分の基準は何ら示されておりました。また、懲戒処分に至る手続も明確な定めはなく、今般、全般的な職員の規律違反行為について、その処分の基準を明示するとともに、基準、手続、審査、処分に至るまでを1つの規定の中でまとめたものであります。

なお、福岡市における痛ましい事故を発端とし、公務員等による飲酒運転事故等が多発をし、国民の公務員に対する信頼は著しく低下していることを踏まえまして、飲酒運転につきましては、那須烏山市職員分限及び懲戒等取扱規程の中で、同乗者、酒の提供者も含め厳罰をもって対処することといたしました。

すべての犯罪行為等に引用できるかのご質問でございますが、那須烏山市職員分限及び懲戒等取扱規程の中に、職員の規律違反行為をすべて網羅したとは考えておりません。公金等の紛失、飲酒運転以外のスピード違反等道路交通法違反等も含め職員の懲戒処分に当たりましては、規程第4条の規定により設置されます那須烏山市職員分限及び懲戒等審査委員会において、職員の規律違反行為内容等について、よく調査、審査を行い、処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性、過失の程度、情状等を考慮の上、判断するものであり、公正な処分を行う目安として、那須烏山市職員分限及び懲戒等審査委員会の指針として作成したものでありまして、これらを踏まえて、ケース・バイ・ケースの対応により対処してまいります。ご質問の市に損害を与えた場合は、法に基づき損害賠償が発生をいたしますので、当然、賠償しなければならないと考えております。

なお、法律違反に伴う犯罪行為につきましては、職員の場合、地方公務員法第16条欠格条項の規定により禁固以上の刑に処せられますと、その職は失われます。

次に、外郭団体の職員の適用問題でございます。基本的に処分を行う者は各任命権者であり

ますので、外郭団体職員の処分は、各団体の長がそれぞれの規約、就業規則等により行われることとなります。しかしながら、市からの補助金等により、事業及び運営が行われている外郭団体については、結果的に税金が注入されているわけでございます。市職員同様、国民、市民の奉仕者に近いものであると考えます。このことから、外郭団体職員の処分が行われる場合は、本市の規定等に沿って行われることが望ましいと考えております。したがって、そのようなことに対処してまいりたいと思っております。なお、南那須地区広域行政事務組合出向職員については、任命権者は組合長でございますが、職員間の均衡上、本市規定に沿って処分いたす考えをもっております。

市内から飲酒運転を撲滅するための方策についてのお尋ねがございました。年末年始を迎えまして飲酒の機会もふえます。市を挙げて、酒を飲んだら絶対運転しない運動を積極的に推進してまいります。12月11日から31日まで行われます年末の交通安全県民総ぐるみ運動においても、飲酒運転の追放を最重点目標として取り組んでまいります。消防団における夜間街灯啓発活動、交通安全教室での飲酒運転追放機運の醸成、飲酒運転追放チラシの配布、警察への取締り徹底の要請など、飲酒運転撲滅に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

学校教育につきましては、教育長答弁とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 私のほうに中山議員からたくさんのご質問をいただいておりますので、その順に従いまして答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、学校教育についてでございます。本市の学校教育及び社会教育の指導方針について抱負を伺いたい。2つ目として、本市教育委員会の活動状況の実績について、3つ目として学校内外の諸問題、特に不登校、いじめ等の防止策について、4点目、スクールバスの管理規則及び補助金等の利用範囲についてのお伺いでございます。

まず、学校教育、社会教育の指導方針についての抱負を述べさせていただきたいと思っております。本市の学校教育の課題は知、徳、体の調和のとれた人間の育成、自分と地域、社会を輝かせることのできる人間の育成及び教育施設、設備の整備、充実、また社会教育、生涯学習の課題として、人と地域が輝く生涯学習の充実、自然と歴史、文化を生かしたふるさとづくり、スポーツ振興の課題として市民の健康、スポーツのまちづくりを掲げ、これらを思慮、熟慮いたしまして、本市の教育理念を個性と魅力ある教育、文化環境をはぐくむまちといたしました。

現在、進められている教育改革やさまざまな時代の要請に対応できる教育施策を粛々と展開しているところでございます。そして、本市の豊かな自然資源と文化資源などを生かし、市民が一体となった活動を展開する中で、子供や青年、女性、高齢者が生きがいと活躍ができる教

育、文化環境をつくること、夢と希望にあふれ人々に愛され、かつ全国に誇れるふるさとづくりに貢献し、未来的那須烏山市を担う人間を育てるということを真剣に努力をしているところでございます。

2つ目として、本市教育委員会の活動状況及び実績でございます。なお、中に具体的に2点ほど問われておりますので、お答えを申し上げます。本市教育委員会は毎月定例会を20日前後に開催しており、教科書の採択、教育費の予算、審議会委員の任命、就学指定校の変更、要保護、準要保護児童生徒の認定等、教育の根幹にかかわる重要事項を審議、決定しております。

その他教育委員連合会研修会等にも積極的に参加し、見識を深めるとともに、小中学校の諸行事、運動会、卒業式、入学式、さらには公開授業等にも積極的に参加し、教育現場の実態の把握に努めております。以上のように、活動を通して教育行政の基本ともなる各種教育の指導方針等も審議決定するなど、本市教育の振興に重要な役割を果たしているところでございます。

なお、教育委員会の存在価値と非常に高い次元でのご質問をいただきました。学校長の中に教育委員が飾り物だというようなお話がございました。仮にそのような見識でいらっしゃることは想像もできませんが、もしいらっしゃるとしたら、私の指導不足の何ものでもございませんで、教育委員の名誉のためにも改めて職責の重要性と職務について早急に指導をしてまいります。少々の時間をいただければと存じます。

さて、本市教育委員会はその年度の教育方針を決定するという重要な任務を手始めに、先ほど申し上げましたとおりの重要な案件の審議あるいは決定をいただいております。委員長をリーダーとして、事務局長たる教育長を含め5人の合議制をとっており、地方分権の観点からもより地域に根ざした教育行政を展開していく上で極めて重要な機関であり、地域の実情や創造性を生かしつつ教育から文化、スポーツまで幅広い分野にわたって教育行政を推進していく上でも、今後ますます教育委員会の重要性は高まるものと考えております。

また、教育振興にいかなる役割を果たしたのかということでございます。2町統合、新市合併の進展など、地方行政体制の再編にあわせて、旧両町の社会教育、生涯学習、スポーツ振興、学校教育の幅広い分野において、組織の再編、統合を果たし、3万市民が一体化し、効率的な運営が可能になったことに果たした役割は非常に大きいものでございます。

また、少子化に伴い、旧烏山地区の小中学校の統合が地域、保護者、学校の深い理解のもとに推進されたことなど、多忙をきわめ、この1年間の教育委員会の活動、実践並びに教育施策は高い評価を得られることと信じております。

2つ目、大きなご質問でございますが、いじめ、不登校の防止についてでございます。議員の少年時代のお話をされました。まさに、議員の少年時代には、地域あるいは身の回りには経験や体験の場がしっかりと用意されていたわけですが、今、その環境が非常に難しくなりつつ

ございます。

私ども、いじめの根絶、不登校児童生徒への適切な対応は、今現在、学校が抱える緊急かつ最重要な課題の1つでもございます。そのため、本県では栃木教育ビジョンの中に児童生徒指導、教育相談、問題行動等の対策の充実を図る1項目を掲げ、特に児童生徒指導の充実、問題行動対策の充実の項目を新たに起こし、教育活動の強化を図ってまいりました。

留意すべきことは、児童生徒指導は問題行動を起こすなど、特別な子供のみを対象とするものではなく、すべての学校ですべての職員により、すべての教育活動の中ですべての子供を対象として、発達段階に応じて実践するとしたこととございます。児童生徒指導は粘り強い対応とともに、いじめや不登校への対処にはスピード感ある緊急措置的対応が大切であります。本市では今年度の児童生徒指導の課題を不登校、いじめ根絶とし、最重要課題として掲げ、問題解決に全小中学校を挙げて取り組んでまいりました。

発生した不登校、いじめ問題は、児童指導主任、生徒指導主事が座長になり、それぞれの学校で学校長を助言者として全校体制で対応にあたっております。必要に応じて、本市教育委員会、教育相談員、臨床心理士、県教育委員会の助言、さらには地域の市民児童委員の方々のご指導までいただいて問題解決にあたっているところでございます。一朝一夕に解決できる問題ばかりでなく、困難の伴うものもございますが、誠心誠意児童生徒の悩み解決のために日々努力しているところでございます。

さて、小項目として3点お尋ねいただきました。いじめの実態でございます。それをどのように点検されたかということとございます。私ども、教育委員会は学校と一体になり、毎月、先ほど佐藤議員にお話し申し上げましたとおり定例報告をいただいております。今回、11月には県教育委員会と一体となり、全学校、全教職員に学校のいじめの再点検、いわゆるおさらいをしていただきました。その実態についてまとめ、これから精査をし、学校と教員が一体になって対策委員会なるものを立ち上げ、さらなるいじめ対策について検討をしてまいりたいと思っております。

さて、平成18年度のいじめの実態はということとございます。私ども先ほど申し上げましたとおり、いじめの実態については大きくは前期と後期に分かれて調査してございます。したがって、平成18年度については、まだ年度が終息しておりませんので割愛させていただきますが、あえてということとございますのでお話し申し上げれば、平成18年度の上半期ということになりますが、私に報告いただいているいじめ件数は5件でございます。小学校3件、中学校2件でございます。

2つ目に、不登校、引きこもりの児童生徒数をということとございます。これも平成18年度の現在の様子ということとございますので、平成15年から平成17年までについては先ほ

どのご報告にかえさせていただきますが、やはりこれも前期という考え方でお願いしたいと思っています。不登校については先ほど申し上げましたとおり、月平均2ないし3、年間30日以上、学校が不登校と判断したものについての数計算でございます。那須烏山市33人、小学校13人、中学校20人、計33人ということでございます。なお、引きこもりについてでございますが、引きこもりは小学校ゼロ、中学校ゼロ、計ゼロでございます。生徒が長期間にわたって学校はもちろんのこと、担任や教師、カウンセラー等に一切かかわりを持たない。この事象を私どもは引きこもりと申しております。したがって、現在、ゼロ件ということで報告をいただいております。

最後に防止策についてでございます。今、社会は先ほどのご説明のとおり为学校環境でございます。学校と教育委員会、そして地域が一体になって、いじめや不登校の問題解決に努力するのは当然のことでございます。学校と教諭は定例の報告をいただいて、そしてその問題について要請がある、あるいはこれは緊急的な対応が必要という場合には、私ども教育委員会は学校の支援のためにすぐ対応しております。なお、課題、大きい問題については先ほど申し上げましたとおり、スクールサポーターとか家庭教育相談員とか、臨床心理士とか、地域の市民児童員等のご指導もいただいております。これから、先ほど申し上げましたとおり、いじめ対策委員会なるものを立ち上げて、学校と地域と教育委員会が一体になって、この問題について改めて対応措置を出してまいりたいと思っております。

さらには、何と言っても、このいじめ、不登校の解決策は学校のわかる授業の展開でございます。そして、学校行事の中にはそれぞれの子供たちが参加して楽しかった、よかったというような学校運営に努力することだと私どもは考えており、学校のさらなる取り組みに期待をするとともに、お願いをしてまいりたいと思っております。

もう1点、教育委員会の活動の状況が市民に見えないということでございます。お答えが抜けておりましたのでさせていただきますと思いますが、教育委員会の開催については以前は告示行為であり、開催時や議題等が告示板に掲載され、広く市民にも周知されていたところであるが、合併時の調整の中で、県教育委員会と同様に教育委員に通知することで要件が満たされているとのことから見直しを行い、現在は開催日等は市民に周知されていないのが現状でございます。教育委員会は毎月の定例会の開催のほか、夏期研修会、学校行事等にも積極的に参加しておりますが、それらを広く市民にPRするために、現在考えていることは、四半期ごとに教育委員会会報、仮称でございますが、そのようなものを作成し、各世帯にご通知申し上げます、教育委員会の活動状況を広く周知できるようにしてまいりたいと考えてございます。

最後のスクールバスの運行及び遠距離通学等の助成の問題でございます。現在の2つの規則については、合併時の調整として基本的には従来の方針を踏襲したほかに、学校統合に伴い一

部見直しを行ったものです。その後も、学校統合が計画的に進められており、市内全体の通学方法を見直しているところです。それらの進め方としては、学校統合計画にあわせて年次計画で進めることとしていることであり、必要に応じて随時規則の見直しを行い、均衡のとれた通学方法の改善を図っていく考えでございます。

そのような観点から、なお通学距離の実情から見直しをするべきではないかというご質問もいただいております。私どもは市内の均衡に配慮しつつ、現在の学校統合計画にあわせて随時見直しをすることで準備を進めている段階でございますが、ただ、すべての児童生徒を対象にすることは難しいところもあり、ある程度の基準は設ける必要があると思っております。現在、小学校はおおむね2キロメートル以上は選択制とすることで考えてございます。

2つ目でございますが、現在の規定から規定外として断ったことはないかということでございます。旧町時代でも、地域の実情や要望にこたえ、極力規則を改正しつつ該当させるよう努力をしてきたところでございますが、中には他との均衡上、残念ながら該当させることができなかったケースも若干ございました。例えば境中学校の統合に伴い、全員バス通学の要望がございましたが、他との均衡上、おおむね6キロメートル以内の生徒は自転車通学を指導したところでございます。またお願いをさせていただきました。学校統合時の見直しにあわせて改善することとして、若干お待ちいただいている地域もございます。神長地区などがその例に当てはまるわけでございます。

最後に、通学路の犯罪防止上の改善が必要な箇所はないかということでございます。以前から危険箇所等の点検を行ってございまして、随時防犯灯の設置やコサ刈り等を行っているほか、改修が必要な箇所については建設部と協議しているところでございまして、強いて言えば滝方面から烏山小学校への山道が急勾配でございます。この改修は必要であると認識しているところでございます。

1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） ただいま市長、教育長から大変丁寧なご答弁をいただきましたが、その中で私の期待に沿ったご答弁とまではいかないところが少々ありましたので、ここから第2回目の質問を申し上げたいと思います。この大項目で再質問を申し上げるわけではありませんが、少々私のほうから申し上げたいと思います。

まず、市長選挙に掲げた公約の実現であります。私の質問では6つの公約についていつまでにどのような手順でその公約を実現させるおつもりかとしたお伺いでありました。ただいまの市長答弁では、その公約実現に向け、既に活動を開始した事業、実現に向け鋭意努力中のもの、現在、策定中の総合計画の中で、公約実現に向け各種施策を盛り込もうとしているものが

あるように伺いました。その中で公約の4点目に掲げました烏山商店街の活性化策であります。まちづくり研究会による活動、中間報告会、これは私も聞いてまいりました。この研究会は7月に発足をいたしまして、まだ日も浅い中での中間発表でありましたから、現時点ではまいた種がやっと発芽したところと、この間は受けとめてまいったところではありますが、この10日には飲食店が1店開店するそうであります。それらが果たして花を咲かせて烏山商店街の実となって活性化につながるか、今後の活躍に期待したいと思っております。

次に公約6項目の中で、既に7つのまちづくり団体に対して補助金の交付をしたとしております。それが市の活性化につながるのか、税金のむだ遣いに終わってしまわないのか。後日、議会としても検証しなければならないと思っております。といいますのは、旧南那須当時、長年にわたって、先導的特産物の開発事業と銘打って、あわせて多分一千数百万円、さまざまな団体と個人とに対して補助金を交付しているはずであります。ところが、成功例はほとんどなかったように記憶しております。

また、公約実現に向け、ただいま策定中の総合計画基本構想の中に盛り込まれる事業につきましては、計画案が示された段階で議会全員でもって検討したいと思っております。今回を含めまして3回にわたりまして質問させていただきました市長の選挙公約につきましては、任期の終わるころにご答弁をいただいたとおり公約が実現されたか否かにつきまして、さらに検証させていただくことといたしまして、この項についての質問は行わないことといたします。

次に、職員の懲戒等取扱について少々ご質問を申し上げます。まず、今回、定めた職員に対する懲戒規定の事例が少な過ぎないかとした私の質問に対して、先ほどの市長答弁では懲戒の審査委員会で処分を決定する目安としてつくったものであり、これらを踏まえて対処するというような答弁と受けとめております。私は先ほど申したとおり、道路交通法違反では、酒酔い運転は免職と明記されているものの、スピード違反や信号無視を犯した場合、酒酔い運転の罰則から引用できるのかとした疑問から質問したわけでございます。

道路交通法違反は私が数えたところ全部で118種類の違反があります。それらから飲酒運転以外にも幾つか罰則の表示例に変えるべきではなかったかとするものであります。この職員の飲酒運転の件であります。私のはるか昔、在職当時の橋本町長は、全職員を前にこう訓示されました。職員の皆さんが飲酒運転をしようとするなら、その前に辞表を書いて懐に入れてから運転するようにと、厳しい処分を言い渡しておりましたから、私はいまだにこのことを忘れることはございません。

また、別の問題ですが、最近、新聞報道されています首長等の地位利用による事件であります。隣の福島県知事に始まりまして、和歌山県知事、宮城県知事、そして成田の市長の逮捕と相次いでおりますが、けさの新聞を見ますと、首長をチェックし不祥事や腐敗が起きないように

に監視するのは本来議会の役目であると厳しく議会についてもおっしゃっております。この県内でも忘れかけたところになりますと、新たな職員の事件が発覚するようでありまして、先月も野木町の職員の事件が報道されております。

職員の不祥事を未然に防ぐ方法は、常日ごろから職員一人一人の心情を把握しておく必要があるのではないかと私は思っています。例えばギャンブルに熱中していないか、またはサラ金に手を出している職員はいないか、特定の業者と懇意にしていないかなど、職員の生活態度を注意深く上司の者が見守っているなら、私は事前に防げるのではないかと考えております。そこで、市長に1点お伺いしたいと思います。大谷市長は未然防止策として、飲酒運転を含め全職員に対していかなる方策をとられているか、1点お伺いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 職員と、これは特別職も含まれるというふうに理解をしていただきたいと思いますが、私を初めといたしまして特別職、そして職員全員については綱紀粛正の観点から、議員ご指摘のとおりいろいろな場面でもってそれを訓示をしてまいりたいと考えております。今、ご指摘のありました職員の分限及び懲戒取扱規程のつづりは全職員に配布させていただいております。これは議員にも恐らく回っていると思いますが、その中での別表第10条関係でございますが、これは犯した不祥事に対する罪を具体的に掲載いたしております。そのようなことをございまして、これをよく熟慮すれば、この職員等の不祥事は私は全く起きないというふうに信じております。しかしながら、万が一にも起こるということを仮定した場合には、毎週月曜日行っております部長会議、そして月1回の部課長会議、年末年始等の訓示といったことを利用させていただいて私のほうから訓示をする。そのようなことで、この不祥事防止に対する啓発を高めていきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 今回、職員に示しました懲戒規定であります。職員の皆さんが大谷市長の指示どおり職員としての職務、倫理をしっかりと守っているなら、懲戒規定などは必要ないと思うわけでありまして、昨今の社会情勢からして、今回の規定制定もやむを得ないものと思っております。そして、今回の厳しい規定が職員の不祥事の歯どめになることを期待しているわけでございます。

この項に対します次の質問を1点申し上げます。今回の懲戒規定を外郭団体の職員にも適用すべきではないかとする私の質問に対して、先ほどの答弁では外郭団体の職員も本市の規定に沿って行われることが望ましいと考えるとしたものでありまして、市長として外郭団体に適用させようとする積極的なところが私には伝わってまいりませんので、このところ、もう1回お伺いしたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） もちろん公金等の補助金等ですべてあるいは一部動いている団体がほとんどでございますから、そのような団体といたしましては、首長は任命権者とは違いますが、首長でございますので、その調整権は持っていると思っておりますので、そのような職員の処罰規定を準用するように努めていきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） ぜひそのように市長としての指導力を積極的に発揮していただきたいと思っております。

市内から飲酒運転を撲滅するための方策についても質問申し上げます。私の質問では、商工会、農協等の団体を初め市内の全企業に対し、大谷市長、烏山警察署長の両名でもって、飲酒運転撲滅のための要請をされてはいかがかとしたものであります。それに対して先ほどの答弁では、これまで実施している防止策を述べられただけかなど。那須烏山市から飲酒運転を一掃しようとする真新しい方策は、先ほどの答弁からは伺わなかったように思われます。この那須烏山市から飲酒運転ができないような環境をつくるのも、大谷市長、それに大野烏山警察署長ご両名に課せられた使命かと存じます。そのような思いからこのことについて再度ご質問申し上げたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 答弁漏れがあったようで大変申しわけございません。このことにつきましては、実ははからずも、きのうは那須烏山市内の警察署あるいは消防関連と地元自治会の皆さん方と防犯診断と防犯パトロールを実施させていただきました。その中で署長、私もお話をさせていただいた中で飲酒運転にも言及させていただきました。機会あるごとにそのような形で啓発を進めていきたいと思いますが、連名でもったチラシ等も大変効果があるものと思っておりますので、警察署長とも協議の上、年末に向けた飲酒運転撲滅のチラシ等のことも考えておりますので、警察署と協議をいたしまして、そのような方向に持っていきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 繰り返し申し上げますが、南那須から飲酒運転ができないような環境づくりをぜひお願いしたいと思います。この項についてはこれで終わりたいと思います。

あと13分ですね。13分では学校教育について教育長にどこまで質問できるか少々危ぶまれるところであります。学校教育につきましては、4項目質問を申し上げます。まず、那須烏山市初代教育長としての抱負を伺いたいとしたものであります。先ほどの教育長答弁によりますと、学校教育の課題とか社会教育の課題を挙げられまして、それらを課題とするところと、

那須烏山市の教育の理念に基づいて教育施策を展開したいとのご答弁と受けとめております。ただ、先ほどのご答弁では余りにも抽象的に聞こえてきて、教育問題の素人の私には少々理解しがたいところがありますので、わかりやすく何点か具体的に例を挙げて、これをやりたいところをおっしゃっていただければありがたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 具体的にということですのでお答えさせていただきます。まず学校教育においては、学力の向上1点でございます。私は常日ごろから学校長を通じて学力の向上をお願いしてございます。なぜなら、この時期に子供たちが自分の夢実現のためには、社会のもろもろのハードルを越さなければならない。一番近いところでは、高校受験、あるいはその次に短大や専門学校や大学の受験、そして社会に出るときにはそれぞれの免許状、あるいはふさわしい許可証等々がなければ、自分の夢の実現はかなわないわけです。これを小学校、中学校の基礎的の学力を通して学力を向上させるという一念で掲げております。

社会教育、スポーツ振興については市民、執行部そして、スポーツを楽しむことによって健康づくり、そして自分の生き方をその中から模索していただく。ここのところは本人が判断していく。

生涯学習についてはご案内のように、80歳を生きる長い人生、リタイアしてからでも20年、その他自分の生き方を模索するとき、生涯学習ではもろもろの講座を立ち上げていただいて、特に本市では地域の文化・伝統あるいは先人の尊い生き方、それを示す技術などもたくさん出ております。そのようなものを学習しながら自分の生き方をその学習から見出していくために、私どもは精いっぱい支援指導をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 教育長としての力強い基本方針を示していただきました。その線に沿ってよろしくお願ひしたいと思っております。

2点目に質問で申し上げました教育委員は少々活動状況が見えにくいところがあるのではないかと。そこで、何らかの方策はとしたことにつきましては、先ほどのご答弁では教育委員会報を四半期ごとに発行して、その活動を積極的に周知したいとするものでありました。私の考えとしては会報を発行する、これにこしたことはありませんが、別の方法としては毎月市が発行しております市の広報の紙面の一部を割いて、その中で教育委員会に関する記事、今月の教育委員会ではこのようなことを議論してこうなったというようなとか、先ほど示されたいじめの問題、それに不登校の児童数とか、これは公表していいものと悪いものがありますので、そこらを判別しながらそういう記事載せていただければ、やはり一般の市民の方も関心を持

ち、さらには教育委員会の存在価値というものを認めてくれるのではないかなと思っております。

もう1点申し上げますと、教育に関する番組、これは多分教育長も聞かれたかと思いますが、11月26日夜の遅い時間でした、10時10分から2時間にわたりまして衛星放送で放映されたんですが、どうすれば教師の質を高められるかとして、いじめの問題、教師の指導力、教育委員会のあり方について大学教授とか教育アナリストなどが激論を交わしました。私は聞いてはらはらすほどの内容でありました。さらにそこには、一般参加者が20名ほど後ろにしまして、その方にも時々アナウンサーがマイクを向けていたわけなんですけど、ここでは時間の都合上言い切れないんですが、教育委員会のあり方についての討論の中で、合併後学校の数がふえて、教育委員会に目が届くのかというような問題がありました。その中で一般参加の埼玉県の行田市の教育長の発言では、教育委員それぞれに学校を割り当てて、教育委員と学校現場とを密着させているということでした。

ならば、行田市のほうでは学校は幾つあるのか、議会事務局の職員に調べてもらったところ、小中学校合わせて13校です。ですから13校を5名の教育委員で割り当てて、さまざまな活動をされている。本市では小学校9校、中学校4校、合わせて13校でありますから、このような方法も1つの方法かなと思っております。いずれにしても、教育委員は学校現場に出向いていただきまして、児童生徒や教職員の皆さんと積極的に交流を図られまして、学校現場では今どんなことで悩んでいるのか。そして、苦しんでいるのか、それらも把握をしていただきたいと思っております。教育委員に関しまして、さらに3点ほど質問申し上げたいところがありましたけど、時間があと5分ほどでありますので、これはきょうはやむなく後回しにします。

いじめの問題です。これは今回の一般質問、10名の議員が登壇するわけですが、このいじめの問題について10名中5名の議員が質問します。佐藤雄次郎議員、私で2人目です。あしたからあと3名の議員がこの問題についても質問をし、答弁をいただくことになっておりますので、そこでお聞きすることといたしまして、この問題についてはこれ以上深く追及することはしないこととしたいと思います。

それにスクールバスの管理規則と遠距離通学補助金の件でありますけど、現在は規則を臨機応変に使用されまして、この中で保護者や児童には迷惑のかからないような方法でやっているようですから、これは特別、問題とは思っておりません。

それともう1点、通学路の中で防犯上、改善を必要とするところはないかということについて、危険箇所の点検を行った結果、必要なところへは防犯灯の設備とかコサ刈り等ももう既に実施をしている。危険箇所と言え、烏山小学校への上り坂、これが急勾配であり、改修が必要との答弁でありました。この路線の改修につきましては、財源は合併特例債を求めるのが適

当かなとは考えております。これは後で市長のほうと協議する必要があるのかと思います。いずれにしても、現時点では何らそれ以外の問題はないと解釈してよろしいわけですね。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） それでは2点問われておりますのでお答え申し上げます。

1点は、市の広報紙での教育委員会の通知についてでございますが、いい知恵を授かりました。十分検討させていただいて、そういうように努力をしてみたいと思っております。

2点目についてですが、行田市の例をお教えいただきました。これも十分検討に値する。そして実践に運べるように努力してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 90分きっちり使いたいと思いますので、教育長、もう1点だけお伺いしたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、市町村委員会は県費負担教職員のサービスを監督する。また勤務成績の評定もするとなっております。これは第43条と第46条にそのように明記をされていますが、このサービスの監督と勤務評定というのは実際これは実施されているのでしょうか。どのような方法で教育委員はサービスの監督と勤務成績の評定というのをされているのか、簡単にあと1分30秒ほどありますのでお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 教育長池澤 進君。

○教育長（池澤 進君） 児童生徒と同じように教職員は評価をされてございます。一般の教職員は校長に評価を、校長は教育長に、その最終的なご判断を教育委員にいただいております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） まだちょっと質問不足のところがありますが、もう間もなく私の時間も終了しますので、これで終わりとします。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時43分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき、2番渡辺健寿君の発言を許します。

2番渡辺健寿君。

〔2番 渡辺健寿君 登壇〕

○2番（渡辺健寿君） 2番渡辺健寿です。通告によりまして4点ほど大項目で質問させていただきます。

1つ目でありますが、地域産業の振興対策についてという点、2点目としまして小中学校の統合に伴います跡地の利活用計画を早期に示していただいております。3点目でありますが、快適で活力あるまちづくりのための道路整備という点であります。4点目がJR烏山線の利用向上対策ということで、これらにつきまして順次質問を申し上げたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目の地域産業の振興対策の件であります。さきに発足されました安倍内閣におかれましては、地方の活力なくして国の活力なしと申されております。景気回復から取り残されております地方の活性化を最重要課題の1つに位置づけておられるかと思われまふ。地方と都市との所得格差を埋めることが最重要課題という考えのもとに、地方経済の活性化の必要性を強調されているものと推察するものであります。

その中で、まず当地域は農村地域であります。農業問題から入らせていただきます。ご存じのように、平成19年度を初年度としまして新しい農業政策がスタートするわけであります。品目横断的経営対策云々という名前のもとに発足されます。その中の1つに米の新たな需給調整システムというものがございまして、これらの対応についてということと、生産調整でありますから、変わります園芸の振興対策についてはどのように考えているかということで、市の方針をお伺ひするものであります。

地域水田農業推進協議会の名称のもとに、従来から行われております生産調整の問題、これらが制度が変わりまして、生産調整方針作成者ということで、主体性が行政から農業団体を含みます出荷業者主体に移ろうとしているわけでありまふが、これらに移行といひましても、市の指導、支援、また予算的裏づけがなければ、これらの方針作成者という名前はいただいても、農業者みずからということでは限度がございまして、これらの方針を中心にお考えをお伺ひしたいということでありまふ。また、生産調整の実効性確保対策、さらに当地域にも特産物がございまして、ナス、イチゴ、カボチャ、柿、観光農業等、これらを含めまして園芸振興対策もあわせてお伺ひしたいと思ひまふ。

2)番としまして、前回の定例会でも話題に取り上げられております有害鳥獣類対策の問題であります。これらはどうしても広域的な問題であります。一市が一町が必死に対策を打つても、成果が得られるものではありません。県、さらに市町村、県と言ひましてもお隣の茨城県も含めての対策、広域的な取り組みがなされなければ効果は到底望めるものではございませぬ。

今般、生態系の崩れから住居の近く、農作物あるいは自家用の家庭菜園におよぶまで非常に被害が増大してあります。年々増大してあります。放置できない状態と考えまふので、これら

の具体的取り組みがあるのか、ないのか。ぜひ具体的対策を講じていただきたいということから質問をさせていただきます。

いろいろ防護柵等の問題はあるかと思いますが、基本的には人間と野生動物のバランスを保つためには、駆除をしていかなければならないと思われまます。来年度から鳥獣捕獲の許可等の法律、権限委譲がなされまして市長にすべて任される、クマ類を除いてというお話であります。委譲されると伺っております。これらを含めまして、ムクドリ、カモ、イノシシ、ハクビシン等についての対策を伺いたいと思っております。なお、ハクビシン等につきましては、わな捕獲というご提案が多分あると思われまますが、捕獲後の処分につきましても、具体的に考えをお聞かせいただければありがたいと思っております。

次に3)番目であります。企業誘致に関する条例制定がなされておまして、現在、いろいろなルートから推進をなされていると推測するものであります。具体的にどのような方法をとられているのか。例えば中央の企業向けにPRとか推進、そういった方法、あるいはまた9月時点でお聞きした段階では、新設が1件、増設の相談が3件というお話を伺っておりますが、その後、3カ月経過して何件か手がかり的なものがつかめておられれば、そういった数字的なものもお示しいただければありがたいと考えております。

大きな2番目であります。小中学校の統合に伴いまして跡地の利活用ということが当然起きてくるわけではあります。これは空白期間を小さくして早く示されるのが筋ではないかと考えるものであります。

市の総合計画は平成19年9月を目途に現在、作業中、基本構想ができた程度とお伺いしておりますが、本来であれば小中学校の統合を進めるのにあわせて、あるいは事前に跡地利用等もお示しいただけるのが最もふさわしいと考えるものであります。現時点となつては統合はもうスタートしておりますので、一日も早く利活用対策をお示しいただきたい。また出ないのかとお伺いするものであります。

また、統合に伴いまして通学の体制が課題になってございます。来春の統合に向けまして、9月の議会におきましては、バスのルートとか乗車場所とかあるいは風雨等から守るための簡単な屋根の設置等も視野に入れながら、12月には皆さん方にお示ししたいということをお伺いしておりました。その12月にもう入っておりますので、具体策ができておりましたらば、この場でご披露いただければと思っております。よろしくお願ひします。

なお、この問題に関しましては、先般、市長にもご足労願ったんですが、別の陳情等で土木事務所におうかがいした際にも、国道の歩道整備との関連もございまして、市の方針が定まったら一日も早く県としても知りたいんだ。ぜひそういったことを参考にした上で、国道あるいは国道歩道の整備計画にも連動させていきたいというお話を伺っております。それはつけ加

えさせていただいた件でございます。

3番目としまして、快適で活力あるまちづくりのための道路整備について二、三点お伺いいたします。市の総合計画基本構想案であります。那須烏山市の都市軸、縦横の線が明確に表示されております。縦軸は国道294号線、横軸は県道10号線ということで位置づけされているのは皆さんご承知のとおりであります。

1点目でございますが、国道294号線、現在、川南工区ということで工事がなされております。新橋の開通も12月11日に控えているわけですが、その工事中に引き続く場所がありますけれども、非常に危険なカーブ箇所がございます。過去に死亡事故を含めまして毎年のように陸送中のブルの中とか、人家に乗用車が飛び込んだとか、また警備会社に勤める方が警備の仕事を終わった帰りに交通事故に遭っているといったような大変危険な箇所がございます。この件につきまして、このカーブの改修、さらに歩道の整備ということで、市長にもお骨折りをいただいておりますが、土木事務所との協議ということがなければ国道改修でありますからなされないわけですが、進展があるのかないのか。また特段のお骨折りをいただきたいという観点から、議題に取り上げさせていただきました。

同じく294号線のJR線ガード下の歩道開削であります。連絡場所については現在、工事も始まったということで、住宅の立ち退き等からかなりの時間を経過いたしました。完全整備には何でもかんでもガード下の開削がなければ完成しません。これらの見通し等につきましてもお聞かせをいただければと思うわけでありませう。

同じく294号線でもう1点でございますが、谷浅見地内の交差点であります。6月に陳情等もあったかと思われませうけれども、この国道につきましては県の補正等で調査費がついたとかお聞きしております。また、つい先日、地元説明会もあったと伺っておりますが、土木事務所のほうでこのような計画をされているのにあわせまして、ぜひとも交差する市道ですね、東西に通じる市道、これらの整備を同時に開始していただけるのかどうか。極めてよい機会でございますので、一体でぜひとも取り組んでいただければと思えまして、市のお考え等もお聞かせいただきたいと思っております。

2)番でございますが、平成19年度市道の整備計画と橋等の維持管理計画であります。6月に質問させていただいた際にも、市道の整備につきましてはたくさんございませうので、優先順位をつけまして優先順位の高い順に計画に織り込んでまいりたいということでありました。道路整備計画と言われませう、すべて平成19年9月まで待たれるのでなしに、最も優先順位の高いという表現で位置づけされている道路等は、平成19年度事業に計画されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、橋の維持管理につきましては、当市の管内におきましては大きな川が3本流れており

ますので、那珂川には7つの橋とよく言われますが、大きな橋が7本ございます。荒川には多分10本かと思われま。江川には20本ぐらいあるのではないかと考えるものでありますが、これらの橋と、県道、国道はよしとしましても、市道ということで市の管理のもとに維持管理しなければならない橋等もたくさんあるわけでありま。那珂川だけにたとえましても、八溝大橋、大松橋、富谷橋、下野大橋、興野とか境とか烏山大橋は多分土木の管理かと思われま。が、これらがいづ、工費がどれぐらいで開通されたかということと、開通後、維持管理のためにどのような手当が途中なされたかという点をお聞きしたいと思いま。中でも、3本ぐらいは構造上欄干が鉄製でありまして、さび等が目立ってございま。非常に景観上も悪いですし、将来的に多額の費用がかかっている橋でありま。維持という点からでも早目に手を打っていただけないものか。なお、荒川についてもずっと三箇のほうから見てきたんですが、森田の橋が若干目立っているかと思いま。先ほど八溝大橋、失礼しま。八溝はさほど目立ちま。せん。那珂川の場合には大松、富谷、下野大橋が目立ったように感じとっております。

次に、3)番でありま。が、道普請事業の制度化についてでありま。国道、県道はいざしらず、市道を含めた生活道路、農道を含めまして生活道路の整備要望がかなりあろうかと推察するものでありま。が、市道の整備をフォローするものとして道普請事業をわかりやすく皆さんが申請しやすいように制度化されてはどうでしょうかという提案でございま。

すべて市道として整備できればそれにこしたことはないわけでありま。が、返ってくる返事は、すべてなどは絶対無理だということは何れも想定される問題かなと思われま。ので、それをフォローする事業として、ぜひとも要件を余り厳しくしない範囲で検討いただきたいという点でございま。

大きな4点目でありま。JR烏山線の利用向上対策についてお尋ねしたいと思いま。ま。ず、1)番としまして、駅周辺の整備についての考えをお聞かせいただきたいと思いま。毎。回、6月にも9月にも別な方からの質問並びに提案等もあったわけでありま。が、ぜひとも那須烏山市の外来者からすれば看板、顔でありま。ので、これらにつきまして、市長は花公園構。想とか駐車場整備、トイレ整備といろいろ考えをお持ちのようでありま。すから、一刻も早く具。体的な整備方針をお示しいただけないかということから質問させていただきます。

2)番として、市民号の企画と周知についてでありま。市長は常々市民の融和、融合を第一に市政の運営をするんだと申されております。全く同感でございま。さらに市民号につきましても、平成19年度は実施したいというお考えを前回述べられております。しかしながら、平成19年度と言いましても、もうすぐ平成19年度でありま。す。主催はだれが、いつごろ、内容はどんな内容、規模はということで早く具体的な計画、企画をいただきまして市民にも周知していただくことが、意識の高揚といった面からもぜひ必要なことではないのかなというこ

とから、お考えをお聞かせいただきたいということでもあります。

さらに、3)番としまして、烏山線の利用向上の具体的な方策としまして、臨時列車の増発要請と定着化等についての協議をぜひともJR当局、大宮支社だそうではありますが、現在までもいろいろ要請要望等はされているとお聞きしておりますが、なお一層、具体化に向けた働きかけなどがいただければと思って提案させていただきました。

7月22日、23日はご存じのようにやまあげ号の臨時列車がございました。10月にも20日、21日にトロッコ号ということでことしで4年目になるわけではありますが、いずれもJRの企画によりまして大変盛況な結果で終えたと思うわけではありますが、これらの企画をいろいろイベントを地元でつくらなければ相談にもならないかと思いますが、当地の季節季節のイベント、あるいは産品などを連動させまして、こういった企画がもっとできないものかということからの質問であります。

なお、お座敷列車なども臨時列車の中で考えていただければよろしいのかなと考えております。これにつきましては、その前の項の市民号との連動なども含めて考え等があればお聞かせいただきたいと考えるものであります。

以上、大項目は4つでございますが、質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは2番渡辺健寿議員から、地域産業の振興対策について、小中学校の統合に伴う跡地の利活用計画を早期に示されたい、快適で活力あるまちづくりの道路整備について及びJR烏山線の利用向上対策について、4項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

地域産業振興対策の中で、米の新たな需給調整システム対応と園芸振興対策の考え方でございます。従来、行政主導によりまして推進をしてまいりました水稻生産目標数量や生産調整面積、いわゆる米の生産調整でございますが、平成19年度からは議員ご案内のとおり、新たな需給調整システムへ転換いたしまして、農業者及びJA等の米集荷業者みずからが決定できることになったわけでございます。

米政策につきましては、これまで転作奨励金などの助成金体系も含めて幾多の変遷を経て農業者及び農業者団体等が主体となりまして、米づくりができる環境の第一歩を踏み出すことになったと考えております。

このたび、新たな需給調整システムのスタートにあわせまして、配分行為を初めとしたこれまでの行政事務をJA等に移行させることになっております。したがって、本年の10月1日からそれらを指導する目的から、JAより職員を水田農業推進協議会に派遣をさせていただいて

おりまして、従来から培った水田営農におけるノウハウを今、指導しているという状況でございます。また、来年度より旧南那須町、旧烏山町から引き継いで運営をしております水田農業推進協議会を那須烏山市地域水田推進協議会といたしまして、整理統合一本化いたしまして、指導、助言の中核機関として役割を強化させまして、新たな需給調整システムへスムーズに移行できるよう対応をとっております。

また、新たな需給調整対策の一環といたしましても、園芸振興作物の作付を産地づくり対策交付金体系の拡充とあわせて広く奨励をしたいと考えております。麦、大豆、飼料作物の主要作物の振興にあわせまして、ナシにつきましては平成18年度より競争力強化対策事業を導入しております。これは6.3ヘクタールのナシ園に91基の防霜ファンを設置するものであります。また、旧南那須地区であれば、アスパラガス、イチゴ、ハウス園芸を、旧烏山地区であれば、中山カボチャ、ソバ、これらの露地園芸をJAの推奨作物でありますナスと絡めて産地のブランド化を定着させるためにも、JAにも流通経路の拡大、販売戦略の拡充、技術指導の強化等も含めて強く働きかけをしていくことといたしております。

本市において農業は基幹的産業の1つであります。水稻や園芸のみならず、遊休地の解消、農地の有効活用、担い手の育成、畜産等幅広い農業基盤の強化、維持への対応は、市としても重要な政策課題であります。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、有害鳥獣対策の区市町が一体となった広域的な取り組みの具体策というお尋ねでございます。有害鳥獣による農作物被害は、自然生態系のバランスの崩れや狩猟者の減少が原因となりまして、全国的に増加傾向であります。また、本年度は特にクマによる人里での事件が多発いたしまして、自然界と人間界の協会が崩れ去ってしまったというマスコミ報道が記憶に新しいところであります。

このような中で、県内の現状の対策といたしまして、各市町が個別に行っておりました有害鳥獣が主軸となっておりますが、実施時期がばらばらでございました。したがって、各市町においては逃げられてしまいイタチごっこの状況になってしまいまして、実効性の低下が大きな課題であったわけでございます。

本市を含む県東地区も例外ではございません。状況打破のために八溝山系沿いの茨城、栃木両県の関係12市町及び2県と国で協議をしました結果、それら関係機関を中心とした茨城、栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会の設立に向けた取り組みに合意をしたところであります。協議会参加機関は、茨城が天子町、常陸大宮市、城里町、笠間市、桜川町、栃木が那須町、大田原市、那珂川町、那須烏山市、市貝町、益子町、茂木町、ほかに茨城、栃木両県及び関東農政局であります。広域的に連携をして、さまざまな取組みにより鳥獣被害を防止するために、一斉捕獲体制の強化や国及び県の協力による被害対策の普及啓発研修会の開催及び鳥獣害マッ

プの作成などの事業を主として考えておりまして、その他詳細についても設立担当市町、これは常陸大宮市、笠間市、那珂川町、茂木町で準備を進めております。この設立予定年月は平成19年の2月であります。

そのほか、本県では特に被害の深刻なシカ、サル、クマ、イノシシを特定鳥獣保護管理計画策定対象種として定めておりまして、生息状況や農林業被害の把握や個体数管理の推移を示して、農林業対策の指針といたしております。本市におきましても、該当するイノシシについて、本年度中に平成19年度から平成21年度までの特定鳥獣地域計画を県の協力のもとに策定をして、個体数調整を中心に計画の実効性の向上を図り、鳥獣被害対策事業の推進に役立てたいと考えております。

ムクドリ、カモ、近隣市町において一斉に銃器捕獲をすることで、捕獲の効率化を図り被害の軽減に努めていきたい。繰り返しになりますが、イノシシ、ハクビシンについては、わな捕獲のほかに、農作物をいかに防護するかということも重要であると考えておりまして、県の活力ある中山間地域づくりの事業や、茨城、栃木県境地域鳥獣害防止広域協議会による電気柵設置の補助事業を検討したいと考えておりまして、有害鳥獣の捕獲後の処分についてでございますけれども、捕獲した場所に放置することは法律上禁止されているために、捕獲許可時に焼却、埋設、自家消費等の方法を決め、生態系に影響のない方法をとっていただくことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、地域産業の振興対策の中で、企業誘致条例に伴う進捗状況についてのお尋ねでございます。那須烏山市議会定例会においてご審議をいただき決定いただきました那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例を制定させていただきました。その後の推進状況について説明を申し上げます。

平成18年11月現在の立地奨励金の申請状況は2件あり、事業認定をいたしております。認定第1号は旧烏山町に立地いたします金属製品製造業を営む企業で、現在、使用している工場敷地が手狭になったとして規模拡大をするため、市内に土地を求め、工場を建設するものであります。第2号は、旧南那須町に立地をする自動車部品を製造する企業で自社工場敷地内に新しく工場を建設するものであります。また、今後の見込みといたしましては、県外から誘致した企業が進出する予定で年度内は3件になる予定であります。

また、同条例の企業誘致に対する優遇措置をまとめたパンフレットを1,000部作成いたしまして、企業誘致推進員や市内金融機関等に配布をしたほか、市のホームページにも掲載し、PRに努めております。県外からの企業誘致に対して、円滑に工場立地が図れるよう地元説明会を開催し、公害防止、排水同意書の締結を行ったほか、国道293号線の取りつけや交差点の信号設置については栃木県に働きかけを行っているところであります。

また、企業誘致推進員からも企業誘致の情報も寄せられておりまして、成果にまで結びついておりませんが、市も間に入り交渉を進めております。なお、企業誘致につきましては、市民の雇用機会の増大、定住人口の増加要因、そして市財政基盤の確立を図るために、今後も積極的に推進していく所存であります。ぜひ議員各位におかれましては、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

小中学校の統合に伴う跡地の利活用計画を早期に示されたいとのご質問であります。小中学校の統廃合につきましては、旧烏山町において設置されました行財政合理化審議会の答申によりまして、平成19年度は野上小学校、向田小学校を烏山小学校に統合いたしまして、平成20年度には境小学校と東小学校を統合し旧境中学校跡地に開校、平成21年度には興野小学校を七合小学校に統合、平成22年度には七合中学校を烏山中学校に統合する計画になっております。

これらの統合によりまして、廃校となります学校跡地利用については大きな課題でございますが、特に平成19年度廃校となります野上小学校と向田小学校については、早急に決定をさせていただきたいと思っておりますが、市では公共施設跡地利用検討委員会で現在、鋭意検討を進めております。この2校につきましては、保育園あるいは公民館などへの利用及び福祉施設としての利用が考えられます。地元住民の要望も大いに参考にしてまいりたいと考えておりますことから、その他の施設についても早急に利活用計画を示したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。もちろんこのような方針等が固まり次第、議会にもご報告、説明を申し上げる考えでございます。

次に、通学体制の具体策のお尋ねでございます。バスのルート、集合場所等の年内の提示ということでお尋ねがございました。通学体制の整備につきましては、特に運行本数及び方面等の方針を確認して具体的な詰めを現在行っております。また、バスのルート及び停留所の設置箇所等について、学校及びPTAとの協議を進めてまいりました。野上地区につきましては5カ所程度の予定でありまして、コースは2コース、登下校とも2往復を考えております。

なお、2キロメートル程度の地域の児童につきましては選択制を導入しておりまして、現在、保護者に対して意向調査を実施いたしております。なお、停留所の屋根の設置につきましては、年度により児童の集合場所も異なることも予測をされまして、停留所の見直しも必要となる可能性もありますことから、当面、固定物を設置しない方向で調整をしているところであります。ご理解をいただきたいと思っております。

次に、快適で活力あるまちづくりの道路整備についてのお尋ねでございます。まず、国道294号川南工区北のカーブ歩道、JR線ガード下歩道、谷浅見交差点についてお尋ねがございました。議員もご承知のとおり、国道294号川南工区北、野上下地内のS字カーブの改修

及び歩道整備については、平成18年10月11日野上下自治会長から烏山土木事務所長に陳情要望したところであります。その際、地権者全員の同意書も添付されておりまして、私といたしましても、地域住民の熱意を十分に感じ取ったところでございます。

向田川南工区は今月中に開通の運びとなりましたが、引き続き陳情のありました野上地内の整備についても、早期に事業化されるよう県に強く要望してまいりたいと思います。ガード下の歩道整備につきましては、JRとの協議が長引いておりましたが、来年度には工事に着手される運びになったと報告を聞いております。谷浅見交差点につきましては、自治会、七合小中学校PTAの皆様方から、県と旧烏山町に何度も陳情があったことは私も十分承知をしております。事業実施にあたってはかなりの物件がかかりますことから、財政上及び用地の確保に問題がありまして、なかなか事業化されなかった経緯がございました。このたび、地元自治会長初め多くの関係各位のご努力によりまして、関係地権者のご理解を得られ明るい見通しがたちましたことから、本年5月8日に改めて烏山土木事務所長に陳情書を提出いたしました。

ご承知のとおり、この交差点、国道294号と、市道谷浅見平野線が交差をいたします。小中学校の通学の要衝ともなっておりまして、大変危険な状況となっております。国道だけ整備するのではなく、市道谷浅見平野線をあわせて整備することが肝要であります。つきましては、平成19年度から事業を予定しております。道整備交付金事業において整備をしたいと考えております。国道294号線については、本年度、県において補正予算措置がなされまして、11月30日には地形測量の立ち入りに伴う、第1回目の説明会が開催されたところでございます。

平成19年度市道の整備計画と橋の維持管理計画でございますが、平成19年度の道路整備に係る事業予定でございますが、前にも述べましたように、国の地域再生基盤強化交付金であります、道整備交付金事業を受けることで、現在、その準備を進めております。この事業は、合併特例債に該当するものは交付金の残分、合併特例債の対象にすることができる事業でございますから、大変有利な事業であります。

したがいまして、合併特例債、一般財源の持ち出しは5%でございますが、その半分2.5%とこのようにご理解をいただいでよろしいと思います。よって、平成19年度の道路整備に関する予算は大幅に増額になりますが、事業初年度でございますので、大部分が調査費として計上され、本格的な工事は平成20年度以降になることもご理解をいただきたいと思っております。

橋の整備計画であります。市が管理いたします那珂川にかかる橋は、下流から下野大橋、富谷橋、大松橋、八溝大橋の4橋がございます。このうち下野大橋だけが那須烏山市単独管理、他の3橋は那珂川町と2分の1の割合で管理をしております。いずれの橋も建設後20年以上経過しておりますが、大松橋以外は建設後一度も塗りかえをしておりますので、特に欄干部

のさびが目立っております。すなわち議員ご指摘のとおり憂慮すべき事態であると思います。橋の塗装は安全対策費の諸経費が高く、維持管理にかかわる工事のために、国、県補助の対象にならないことも大変市としては厳しいところでございますが、すなわち市の単独の費用で実施をしなければならないこととなります。維持管理にありましては、下野大橋以外は那珂川町と協議をしなければなりません、財政状況も勘案しながらその進捗に向けて努力をしてみたいと考えております。

道普請事業の制度化についてのご提言がありました。この事業は結論から申し上げますと、那須烏山市ふれあいの道づくり事業という名称で実施要領をまとめております。この事業の概要は、生活道路及び道路に附帯する施設の整備を受益者みずからが行う場合に、材料費、機械のリース料等を市が負担する制度でございまして、おおむね受益戸数3戸以上、道路幅員3メートル以上等の規定はしておりますが、道路愛護活動の中で大いに活用されるよう期待をいたしております。要件緩和策も柔軟に対処してまいりますので、もう既に平成18年度も取り組んでいる事業でございますから、大いに利活用いただきたいと思っております。

J R烏山線の利用向上対策でございます。駅周辺の整備、市民号の企画、周知、臨時列車の増発と定着化についての3項目でございましたが、このJ R烏山線の利用向上対策のため、駅周辺の道路整備と利用しやすい駐車場の整備は必要であると考えております。小埴駅ではほ場整備区域内駐車場用地の整備や、アクセス道路整備などを具体化している事業もございます。今後、鴻野山駅の駐車場建設、大金駅西口、烏山駅東口からのアクセス問題、各駅周辺の環境整備について、方針を策定して計画的な整備を検討してまいりたいと思っております。

烏山線の利用向上対策の一環でございますが、市民号につきましては平成19年度に実施することとして、当初予算にあらわしていきたいと考えております。地域の代表者などで運営委員会をぜひ組織をしていただきたいと思っております。コンペ方式による業者とコースの選定を行って、魅力のある市民号の運行を目指していきたいと思っております。平成16年度まで旧両町で実施をいたしました町民号は、2泊3日、定員120名程度で行ってまいりました。利用向上のためにも定員をより多く設定し、行政区長さん方にも周知と募集の協力をお願いしてJ R烏山線の利用向上につながる市民号にしていきたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

平成18年度7月22日、23日の山あげ祭りにあわせまして、上野駅からの直通列車山あげ祭り号が運行されました。2日間でおおむね700人利用させていただいております。また、今回で4回目になるトロッコ列車は10月21日、22日に増両連結をして約2,000人が利用いたしまして、烏山駅においては特設の物産店を設けるなどの対応をとり好評を博しております。また、増発はしておりませんが、駅からのハイキングを2回実施いたしまして、

利用者が約3,000人と盛況になっております。

このようにJRにおいても利用向上対策を積極的に行っております。引き続き臨時列車の増発、事業の継続、また電化促進も議会等においても特別委員会等もつくっていただいております。非常にありがたいことでございます。なかなか電化促進はそう簡単にできるものではないんですが、直接乗り入れあるいは軽量化によることについては、今でも粘り強く機会あるごとに要望していきたいと考えております。ぜひご協力をいただきたいと思います。

以上、答弁を終わります。

○議長（小森幸雄君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 4項目の説明をいただきました。まず、1点目について再質問させていただきます。まず農業問題であります。答弁にありましたとおり、制度改正によりまして米の生産調整の対応が変わってきているという現状であります。ただし、国で言われています生産調整方針作成者と大変立派な名前がついておりますが、農業者みずからと言っても、その限度はだれしも想像できる範囲かなと思われるわけであります。農業団体等においても、農業者個人個人のデータもございませんし、行政の指導がなければ到底無理な仕事でございます。

市の指導、支援、予算等の裏づけ、これらを市長の言われるとおり手抜きなく、言葉はちょっと不適切かもしれませんが、逃げ腰とか及び腰とかそういったようなことが絶対起きないように万全を期していただきたいというのが希望であります。農村問題、年々ウエートは少なくなっているといえども、当地域の実情からしまして農業問題はおろそかにできることでは絶対ないと思いますので、よろしく願いできればと思う次第であります。

なお、通告には載せておりませんでした。認定農業者の数と育成、前回のときも質問して、150名を165名に守っていくんだという答弁をいただきましたが、多分そんな数ではなくもっとふえたのかなという想像もしておりますけれども、もしわかりましたらお聞かせいただきたい。

さらに、新規就農者、新規の学卒者の場合には非常に把握がしやすいと思われましても、他産業に一時従事した若い青年がUターンで就農されるという方たちが、多い数ではないんですが、何名かはいると思います。その方たちの自然に農業生産者のグループに入り込めるような、そういった施策等がされていけば何よりであります。どんなお考えを持って、どんな誘導をして早く専門的に作物単位の会合とか何かは当然みずから出るものもあるでしょうし、周りから声をかけていただくのもあろうかと思いますが、農村青年として一緒に活動できる方策等がとられているかどうか。また、ぜひともそういった方策を検討いただきたいという点が1点であります。

生産調整が変わります園芸策の振興であります。答弁の中に当地域のナシに絡む事業等は

平成17年度の県単事業から防霜ファンですね、平成18年度も国庫事業の塩那台絡みの事業あるいはナシ棚防鳥網の福岡八ヶ代に関する事業、これらが毎年のようにナシの場合には組織も生産規模もある程度ありますので、制度化されている事業を活用していろいろな取組みがなされているわけであります。しかしながら、そのほか若干ご紹介がありましたが、それ以外の作物につきましても、なかなか県や国の採択基準に合わないということから、それらしき事業が起こせないというのが実態かなと思われまます。そういった採択要件に合わないものを何とか市の単独事業で拾い上げてもらえることが可能かどうか。可能なものはぜひとも取組みをいただけないかということでひとつ伺いしたいと思ひます。

1) 番はその辺で一たん切ります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 地域産業振興の中で農業問題について再質問いただいておりますけれども、生産調整の問題でございますが、那須烏山市地域水田推進協議会といたしまして平成19年度からは一本化をすることにいたしました。その会長は市長でございます。品目横断的な対応もあったものですから、JAとの組合長とも仔細に協議をいたしました結果、市長が協議会の会長を務めるということになっておりましたので、そのようなことから、移行期間については市が責任を持ってこの対応をさせていただきたいと思っております。

認定農業者の育成も私は品目横断いたしますと、4ヘクタールとかそういった基準がございまして、この4町歩を耕すというのはなかなか大変なんですね。それ以上になると、そのすき間をどうするか。1町歩あるいは5反歩といった農業者が大半なわけでございますから、そういったところをつくっていかねばならないといったところを考慮しております、そのようなことから認定農業者については、もう少し規制を緩める意味でふやしていきたいと思ひます。その中で、現在、報告によりますと、認定農業者数は12月6日現在で165人でありまます。平成18年の6月では149人ございましたから、おおむね16人ほど増加になっております。先ほど申し上げましたとおり、品目横断的経営安定対策加入要件に伴う増加といたしまして16人ふえたということでありまます。

そのほか、この前も議会で申し上げたとおり、団塊の世代の受け皿といたしまして、農業はただやりたいというだけではなかなかうまくいくものではございませぬので、この技術を指導するという対応が必要でございます。したがって、農地もさることながら、今、観光農園等に貸し農園等も十分ございませぬので、新規の趣味的な農業も含めて、私はそういった活性化を図ってきたいという考えなのでございませぬ。したがって、農業公社の改革も含めてJA等の協力もいただきながら、そのような受け皿づくりを平成19年度は具体的に具現化していきたいと思ひます。

園芸作物等についても、今、特産品開発事業で年間100万円の補助金をつけておりまして、具体的には今回平成19年度のこと、この前、オカシメジが新聞に載ったおかげで一日で不平が出るほど売れてしまったということがございます。また、アスパラガスも成長してまいりました。マイタケもメジャーになってまいりました。そのようなことの制度がございますので、ぜひ手を挙げていただいてこれに参画をしていただくと、それなりの支援ができると思っております。

制度化されているナシ防霜ファン等以外につきましても、市単独でもそのような受け皿づくり、そして特産品の開発については推進してまいりたいと思っておりますので、ご協力をいただきたい。ご理解をいただきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 新規就農者対策、学卒者並びにUターン者を含めての、溶け込む支援策みたいなものに触れられなかったかなと思われまので、後ほどでも結構ですから何か取組みの内容等ありましたらご紹介いただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 新規就農対策としまして、特に私のほうではこれとってないんですが、現在は農地を耕作しない人が大分あるわけですから、そういう人のために市が間に入って新しく就農されたい方に斡旋をするような、そういう計画を取り入れて実施すれば、ある程度新規就農がしやすいのかと思っております。また、最近、1名新規就農されていると伺っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほども申し上げたことなんですが、団塊の世代の受け入れ、それだけではございませんけれども、それも含めた新規就農者の受け入れということでございます。今、部長が言われたことも、趣味的に農業をやってみたいという方も大変ふえておりますので、そういった観光農園的な農地を貸して農業の技術を習得しながら農業にいそしんでもらう。そのようなことが新規就農者の就農につながると思っております。

今、ふじた体験村のところには貸し農園がございまして、あいておりますので、これもPR不足だと思っているんです。ですから、全職員でもって関係職員が営業するように指示を出したところなんですが、高根沢の光陽台とか宝積寺は必ずいるはずでございますので、そのようなことでこの町の同業者あるいは趣味的な農業あるいは日曜でも楽しんでもらえるような農業に関心を持つ方をこの市に集めたいなど。こういう取り組みを考えております。

回答になるかわかりませんが、そのようなことでご了解いただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 繰り返しになりますが、新規就農者でちょっと聞きたかったのは、団塊の世代のUターン者ではなしに、もっと若い世代の他の職業からの転換者等があった場合に、若い仲間のサークルに入る手助けとかそういった事業が持たれますかということでお聞きしたかったんですが、この後のついでの答弁でも結構ですから、余りここで時間をかけたくないと思いますので先に進めさせていただきます。

2)の有害鳥獣対策であります、いろいろお聞きいたしました、一言で言うと取り組みの体制づくりというところに現在はあるのかなとお伺いいたしました。ソフト的な事業の段階かなという感じであります。しかしながら、一刻も早く次の段階、ハード事業に入っていただかないと、被害は日に日にふえる一方でありますので、早い対応を何とかお願いできないか。考えていただきたいというものであります。

お聞きするところによると、狩猟免許保持者、猟友会といえますか、県内に以前は1万4,000人いた方が現在3,800人だと。当南那須地区管内旧4町範囲で見ましても480人いた方が120人程度になっているということでもありますので、基本的には駆除が必要なのでありますが、こういった環境条件もありますので、なお具体的な施策が必要なのかなと思っております。

それと、わな捕獲後の処分法であります、焼却とか埋設とかお話がありました。以前は犬、猫などは保健所で引き取っていただいたんですが、市になって保健福祉センターが設置されたんですが、同じような取り扱いができるのかどうか。事務的な答弁で結構でありますから、そんなことですね。それに電気柵の問題につきましては、平成17年度の50万円程度の県単事業が繰り越されているということを目にしましたが、防護柵程度で50万円程度では微々たる設置しかできないと思われまますので、市単独の事業は考えられるものがあるのかどうか。簡単で結構ですからお答えいただければと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 銃器捕獲の実施につきましては、定期的に猟友会さんをお願いをするといったことになろうかと思えます。わな捕獲等についても、今、免許も大分緩和されたというふうに聞いておりますので、こういったところにご協力をお願いをする。このように考えておりますし、電気柵の設置の補助事業についても、県単におきまして市の単独をとということでございますが、これについては検討させていただきたいと考えておきまして、県の県単を外すということがなかなかできないものですから、県との協議によってどのような市単独の補助ができるか検討させていただきたいと思えます。

捕獲後の処分について、部長、答えられますか。それでは部長から答弁させます。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 捕獲後の処分と申しますか、捕獲の申請をするときに焼却するのか、自家消費するのか、埋め立てするのかを申請して捕獲することになりますので、その3つ以外の処分方法については、現在のところ、県の林務事務所でも受け取ってくれないとか、そういう状況なんですね。したがって、現在は3つの処分方法ということになります。よろしくお願いします。

○議長（小森幸雄君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 長引きますので次に移ります。企業誘致条例の制定に伴います推進状況については、取り組みを一生懸命されているということは理解できますので、将来、市の財政運営にも大きな問題でありますので、ぜひともなお一層のご努力をお願いできればありがたいと思っております。

小学校、中学校の統合に伴います跡地の利活用問題であります。多分、前回、市長は平成19年3月までには示すとおっしゃられておりました。仕事が早いので現時点あたりで示していただけるものがあつたのかなと思って質問させていただきましたが、前回の目標時期に達していませんので、一刻も早く具体策を示していただくことを要望申し上げまして、次に移らせていただきます。

道路関係であります。294号線の問題、おおむね具体的な説明をいただきました。1点、JR線ガード下の歩道につきましては平成19年度着手と申されましたが、単年度でできるのかあるいは複数年にまたがるのか、その辺を1点。

市道の整備計画と橋の維持管理であります。橋につきましては大松橋が一度塗りかえをされたということですが、富谷橋、下野大橋あるいは森田橋などはかなりさびが出ております。構造上亜鉛のドブ付けの欄干などはさびていないわけですが、ペンキで塗装されているものはこれらがありますので、非常に多額な費用をかけてつくられた橋で永久財産であると思っておりますので、年次計画を立てられまして保守管理に努めていただきたいと思います。そういうことで道路関係の点で組み入れたいと思っておりますので、簡単で結構です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） JRアンダー下の平成19年度着工は、おかげさまでできそうでございますが、恐らく国、県の財政状況を想定するに、単年度ではちょっと難しいのかなというふうには私は理解をいたしております。ただ、着工ができたということは事業勘定までやるということは間違いございませんので、多少時間的には余裕をいただきたいと思います。

市道、橋の管理につきましては、今期議会中の全員協議会でご説明をすることになっておりますけれども、このことについては市道部分も含めて、あるいは先ほどの道ふれあい事業も含

めて、合併特例債事業の10年間の前半の投資的経費の大半を占めるのは道路整備計画だろうと思っております。そのようなことから、今までの旧両町の陳情、請願をされて、既に私も現場に立ち入ってそういったところも十分精査をしたつもりでございますので、そういった優先順位から進めていきたい。そういった陳情要望、負託にこたえていきたいというようなことから、計画的に実施をしていきたいと考えております。ひとつご理解いただきたいと思ます。

○議長（小森幸雄君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 最後に烏山線の利用向上対策につきましてであります。駅周辺整備につきましては、駅の顔でありますから、女性にたとえばお化粧品も必要でありますし、駐車場は雑草など生えてはだめであります。これは男の話ですが、ひげそりに該当すると思ます。トイレも生理現象が起きるわけありますから、ぜひとも具体的な整備計画をつくっていただくよう強くお願いしたいと思ます。

市民号の件で、主催者は地域代表とか、考え方をお聞かせいただきましたが、規模について聞き間違ったのかもしれませんが定員20名と聞いたんですが。何かの間違いではないかと思っております。

それと、大きな課題になろうかと思ますが、先日、JRのOBの方のお話を聞く機会が特別委員会でもございました。電化の話ももう一歩のところまであったという裏話などもお聞かせいただきましたが、現在、当地域を管轄しておりますJR東日本の大宮支社に、市長みずから足を運ばれて協議されているかと思ますが、新型ディーゼル車の更新というのも、もうそろそろ地元から提案されてよろしいのではないかといったような話もお聞かせいただきました。あるいは現在、山手線辺にあるらしいんですが、コンクリートによります強固な路盤をつくってスピードアップを図る方策、こういった方法もあるんだという話であります。

大宮支社と言えば、宇都宮線、日光線、烏山線あるいは埼京線を管轄するそうありますが、現在、日光線を中心にいろいろな施策を講じているということで、次は烏山線に対してという要望を当然出されていい話だという知恵づけをいただきました。しかしながら、あくまでも地元の熱意とJRを動かす説得力のあるアイデア等を組み合わせなければ当然無理な話であるという話もお伺いいたしました。これらを含めまして、いろいろな難しい問題には間違いありませんが、働きかけ等を市長という立場から取り組みいただきたいと考えるわけあります。考え方をひとつお聞かせいただければと思ます。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 大変前向きなご提言をありがとうございます。JR烏山線の利用向上対策は合併をいたしましたけれども、この活性化のためにはなくてはならないのは当然でありますけれども、活性化にはかなり寄与するものと期待をしているところでございますので、い

ろいろな機会に応じてOBや支社あるいは新宿の本社、JR財団といったところに適宜要望活動を行っております。その中で、JR烏山線の要望だけではやはりだめなのでありまして、では市としてはどういうことをやるんだということですね。駅周辺をまず整備するというのをJR側にも言っているわけでございます。その一環が全市花公園構想の中で、今回100万円ほどの当初予算をいただきましたけれども、これを市の農政課が2.6町歩、駅周辺を整備をいたしました。それで来年は恐らく菜の花が咲いたり、その他ちょっと忘れましてけれども、うまくいけば花が咲くはずであります。そのような整備も行いました。

また、全市花公園構想の中で、この前、小河原の桜堤に東京周辺の方から歩くハイキングということで道をご利用いただいたんですけども、そこに地元の小河原自治会で約2町歩の菜種をまきました。生えるかどうかはちょっとわからないんですけども、率先垂範する意味でやってまいりました。今回、おおむね4町歩程度の全市花公園構想をやってみました。ぜひ来年に期待をしていきたい。そのようなことをやっております。

また、トイレは市の美観の尺度になると思っておりまして、どうも那須烏山市の公共トイレは汚いと思っておりまして、これも取り組んでまいります。今、なぜ汚いのかと言いますと、やはりどうしても管理が一元化されていない。したがって、きれいの度合いの尺度に格差がある。そのようなことでありますので、一元化に向けて今、管理をするように考えておりますので、このことについてもひとつそのようなことでトイレの美化保持に向けて取り組んでいることもご理解いただきたい。

市民号でございますが、先ほどは120名と言ったつもりでございまして、これは平成16年度の実績をお話をいたしました。これは旧両町で実施をいたしておりました2泊3日、160名の定員でやったということでございます。今回も160名に限らず多ければ多いほどいいわけでございますから、そのような取り組みを考えていきたいと思っております。

JRについての要望活動でございますが、烏山興野在住の元上野駅長さんのお話だと思っておりますけれども、実はそういった議長の紹介等もございまして、実は私も駅長をよく知っているんです。今度13日に表敬訪問することにいたしました。この那須烏山市には、JR関係者のOBの方で役職についていた方が大変多いですね。そういった方を私は一堂に介して情報の交換会を考えております。

そのようなことで、そういったところの呼びかけに13日にお会いすることになっているんですが、そのようなことを含めて地元のJR関係者の方も含めて、また議員の皆さん方の活動を含めて、この市を挙げて、JR烏山線の向上あるいはいろいろと向上のためにはといったようなことがございます。この軽量化の問題とか、直接乗り入れとか、もう既にこれは要望していることでございますが、改めて全市を挙げてやっているという情熱がまず必要でございますか

ら、そのようなことの構築に最大限の努力を私は傾けていきたい。このように思っています。ご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 2番渡辺健寿君。

○2番（渡辺健寿君） 最後の件で前向きに情報交換会などもあるということでもありますので、ぜひとも繰り返しになりますが、地元の熱意と説得力のあるアイデアをもって臨めるようお互い努力したり、お願いしたりできればと考えております。通告時間を少しオーバーしてしまいましたが、終わりいたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで散会をいたします。

たいへんご苦勞さまでした。

[午後 4時00分散会]